

## 設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

資料番号	資料名	
1	IT 人材需給に関する主な試算結果	・・・ P. 2
2	大学院（修士課程）入学者数	・・・ P. 3
3	工学系学部の大学院修士課程への進学率（試算）	・・・ P. 4
4	隣接する県における大学院の入学定員等	・・・ P. 5
5	地方自治体からの大学院設置に関する要望書	・・・ P. 6
6	産業界からの大学院設置に関する要望書	・・・ P. 12
7	カリキュラムマップ	・・・ P. 20
8	研究指導体制図	・・・ P. 21
9	カリキュラム編成の概念図	・・・ P. 22
1 0	福知山公立大学大学院 科目ナンバリング基準	・・・ P. 23
1 1	研究・プロジェクトのテーマ例	・・・ P. 25
1 2	履修規程（案）（教育課程表を含む）	・・・ P. 26
1 3	福知山公立大学研究倫理規程	・・・ P. 29
1 4	福知山公立大学ヒトを対象とする研究倫理審査規程	・・・ P. 32
1 5	履修モデル説明図	・・・ P. 44
1 6	大学院時間割（案）	・・・ P. 51
1 7	基礎となる学部との関係図	・・・ P. 52
1 8	福知山公立大学大学院地域情報学研究科担当教員資格基準（案）	・・・ P. 53
1 9	研究サポート体制図（案）	・・・ P. 55
2 0	センター等の役割	・・・ P. 56
2 1	校地校舎等の図面	・・・ P. 57
2 2	今回の改修・増設に係る図面	・・・ P. 58
2 3	公立大学法人福知山公立大学組織規程（案）	・・・ P. 65
2 4	公立大学法人福知山公立大学定款	・・・ P. 71
2 5	公立大学法人福知山公立大学教育研究審議会規程	・・・ P. 85
2 6	組織図（案）	・・・ P. 87
2 7	福知山公立大学企画・評価委員会規程（案）	・・・ P. 88
2 8	公立大学法人福知山公立大学評価委員会について（含中期計画）	・・・ P. 91
2 9	公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例	・・・ P. 93
3 0	福知山公立大学における内部質保証体制図（案）	・・・ P. 95
3 1	福知山公立大学FD委員会規程（案）	・・・ P. 96
3 2	令和3年度及び令和4年度FD活動の一覧、授業評価アンケート 及び授業評価アンケート集計結果	・・・ P. 98
3 3	令和3年度、4年度SD研修会一覧	・・・ P. 118

## IT 人材需給に関する主な試算結果

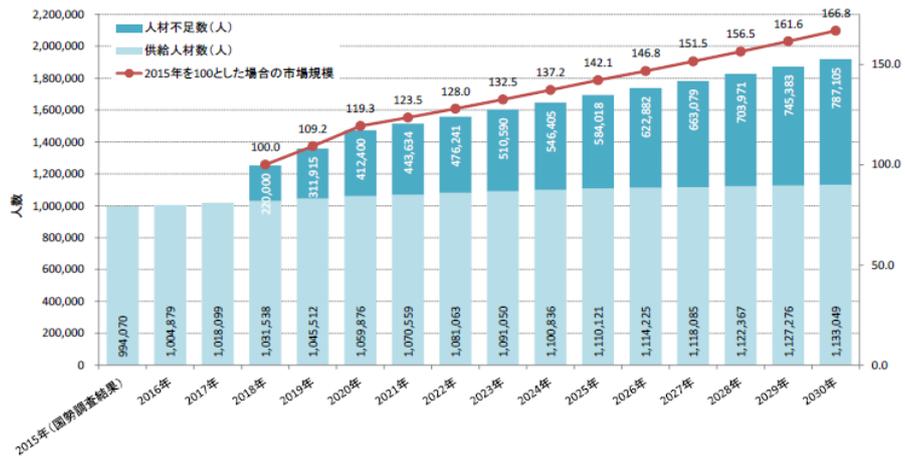


図 3-10 IT 人材需給に関する主な試算結果③（生産性上昇率 0.7%、IT 需要の伸び「高位」）

（出所）2015 年は総務省「平成 27 年国勢調査」によるもの、  
2016 年以降は試算結果をもとにみずほ情報総研作成

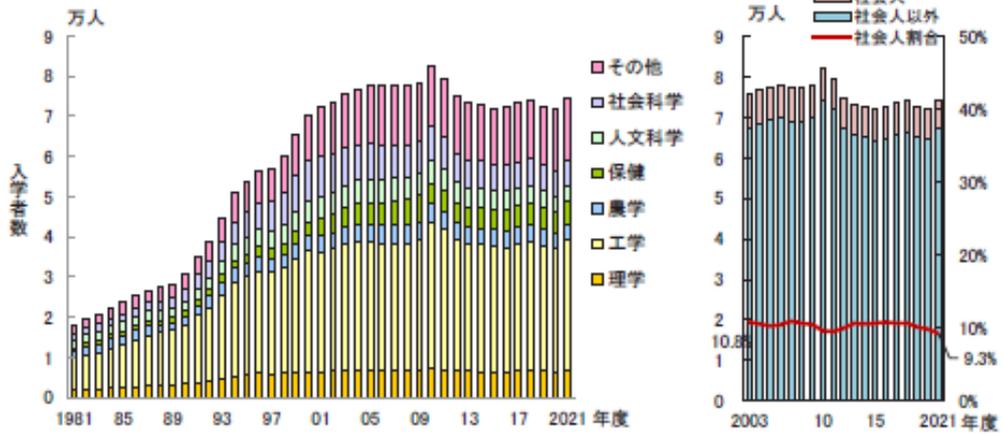
IT 人材需給に関する主な試算結果「－IT 人材需給に関する調査－」みずほ情報総研株式会社  
2019 年 3 月より

## 大学院（修士課程）入学者数

【図表 3-2-3】 大学院(修士課程)入学者数

(A)専攻別入学者数の推移(修士課程)

(B)社会人入学者数の推移(修士課程)



(C)国・公・私立別大学入学者数の推移(修士課程)

年度	大学	合計	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他	うち社会人学生
2000	計	70,336	5,251	10,039	6,285	30,031	3,938	3,424	11,368	-
	国立	41,278	1,814	2,929	4,464	19,336	3,297	1,661	7,777	-
	公立	3,307	233	389	391	1,178	185	326	605	-
2010	私立	25,751	3,204	6,721	1,430	9,517	456	1,437	2,986	-
	計	82,310	5,633	8,341	6,974	36,501	4,746	5,132	14,983	7,930
	国立	45,993	1,624	2,129	4,715	22,331	3,827	2,622	8,745	2,870
2021	公立	5,305	218	538	634	1,912	184	798	1,021	917
	私立	31,012	3,791	5,674	1,625	12,258	735	1,712	5,217	4,143
	計	74,325	3,948	6,416	6,505	32,609	4,130	5,346	15,371	6,897
2021	国立	42,096	1,292	1,759	4,277	19,615	3,340	2,340	9,473	1,993
	公立	5,171	153	410	614	2,059	178	759	998	742
	私立	27,058	2,503	4,247	1,614	10,935	612	2,247	4,900	4,162

注:  
 1) その他は「商船」、「家政」、「教育」、「芸術」、「その他」  
 2) 「社会人」とは、各5月1日において①職に就いている者(給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、③主婦・主夫を指す。  
 資料:  
 文部科学省、「学校基本調査報告書」  
 参照:表 3-2-3

## 大学院（修士課程）入学者数

(「科学技術指標 2022」 科学技術予測・政策基盤調査研究センター、2022年8月)

## 工学系学部の大学院修士課程への進学率（試算）

全国の工学系の学部学生の数と 4 年次生の数（2021 年度）

設置者別	学部学生全体	内、4 年次生数
国立大学	120,987	35,930
公立大学	23,294	6,165
私立大学	237,273	59,370
合計	381,554	101,465

全国の工学系の大学院（修士課程）学生数と工学系修士課程入学者数（2021 年度）

設置者別	大学院（修士課程）学生数	工学系修士課程入学者数
国立大学	41,228	20,506
公立大学	4,097	2,104
私立大学	21,746	11,288
合計	67,071	33,898

全国の年齢別大学院修士課程入学者数（2021 年度）

全国の大学院修士課程入学者数*1	21 歳以下から 23 歳	24 歳以上
74,325	57,059	17,266

\*1 すべての分野における大学院修士課程への入学者数

大学院修士課程への大学卒業時期に大学院修士課程に入学したと想定される 21 歳以下から 23 歳の大学院修士課程入学者と想定し、工学系の 4 年次学部学生の大学卒業後直ちに大学院修士課程進学する割合については、以下の試算方法により試算を行った。

$$\frac{33,898 \text{ (工学系修士課程入学者数)} \times 0.768}{101,465 \text{ (工学系学部 4 年次生)}} = \underline{\underline{0.257 \text{ (25.7\%)}}} \star$$

☆小数点第 4 位四捨五入

上記の試算により、工学系学部 4 年次生の大学院修士課程への進学率はおよそ **25.7%**と予測できる。

※「修士課程」には、修士課程及び博士前期課程（医歯学、薬学、獣医学関係以外の一貫制課程の 1・2 年次の課程を含む。）の学生数、入学者が含まれる。

● 資料の典拠は 2021 年度学校基本調査である。

## 隣接する県における大学院の入学定員等

隣接する県における大学院修課程士学生数（2021 年度）

県名	大学院修課程士学生数
福井県	1,116 名
鳥取県	1,022 名

（2021 年度学校基本調査より）

隣接する県における設置された大学院修士課程数及び大学院修士課程入学定員（専門職大学院を除く）

県名	研究科を持つ大学数	研究科数	大学院修士課程入学定員
福井県	6	9	384
鳥取県	3	4	312

## 福知山公立大学情報学部設置に関する要望書一覧

	団体・機関名、役職	備考
1	舞鶴市長 多々見 良三	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
2	伊根町長 吉本 秀樹	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
3	福知山市長 大橋 一夫	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
4	綾部市長 山崎 善也	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
5	宮津市長 城崎 雅文	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
6	京丹後市長 中山 泰	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
7	与謝野町長 山添 藤真	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会
8	豊岡市長 関貫 久仁郎	
9	丹波市長 林 時彦	
10	朝来市長 藤岡 勇	

令和4年12月23日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

### 福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

約28万人の人口を抱える京都府北部地域は、全国屈指の観光地である天橋立や日本海側拠点港である舞鶴港など産業や観光、雇用や教育・医療などの面で高いポテンシャルを有する一方、少子高齢化と人口流出に伴う産業基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退が深刻化しています。

このため、圏域5市2町で構成する京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会を形成し、構成自治体が一体となってSDGsやSociety5.0の推進など新たな時代の流れに即した連携施策を展開し、人口減少を克服し持続可能な圏域の実現に取り組んでいます。

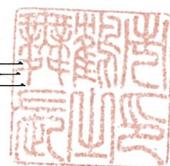
御学が構想中の「大学院地域情報学研究科」は、AIやデータサイエンス、ICTなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、地域が抱える様々な課題解決を図る高度な研究に取り組むとともに、産業を担う情報人材を育成するための専門教育に取り組まれるとうかがっています。

大学院での教育研究活動を通じて企業や自治体をはじめ広く地域全体のデジタル化、DX促進の機運が高まり、デジタル技術を活かした起業誘発や新産業の創出による地域産業の振興と雇用の増加、また行政サービスの効率向上などが期待できるものです。

つきましては、御学の大学院地域情報学研究科構想の趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会

会長 舞鶴市長 多々見 良三



副会長 伊根町長 吉本 秀樹



監事 福知山市長 大橋 一夫



綾部市長 山崎 善也



宮津市長 城崎 雅文



京丹後市長 中山 泰



与謝野町長 山添 藤真



2022年12月23日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

### 福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

地方創生の時代において、兵庫県の北部に位置する豊岡市では、少子化による人口減少と高齢化に加え、依然続く新型コロナウイルス感染症対策や世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など多くの課題を抱える一方で、持続可能な地域社会の実現に向け、積極的に取り組んでいます。

しかしながら、地域で育つ若者が大学等への進学を機に、都市圏へ流出することによる産業基盤の衰退と地域社会の活力低下が大きな課題となっています。

そのような中、貴学が構想されている「大学院地域情報学研究科」は、AIやデータサイエンス、ICTなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、地域が抱える様々な課題解決を図る高度な研究に取り組むとともに、産業を担う情報人材を育成するための専門教育に取り組まれるとうかがっています。

大学院での教育研究活動を通じて企業や自治体をはじめ広く地域全体のデジタル化、DX促進の機運が高まり、デジタル技術を活かした起業誘発や新産業の創出による地域産業の振興と雇用の増加、また行政サービスの効率向上などが期待できるものです。

つきましては、貴学の大学院地域情報学研究科構想の趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

兵庫県豊岡市長

関貫 久仁郎



令和4年12月5日

公立大学法人福知山公立大学

理事長兼学長 川添 信介 様

福知山公立大学大学院地域情報学研究科設置に関する要望について

本市を含む兵庫県北部地域では、依然進む人口減少と高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症対策や世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など多くの課題を抱える一方で、それぞれの特性を活かした特色ある地方創生施策を積極的に展開し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいます。

御学が構想中の「大学院地域情報学研究科」は、AIやデータサイエンス、ICTなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、地域が抱える様々な課題解決を図る高度な研究に取り組むとともに、産業を担う情報人材を育成するための専門教育に取り組まれるとお聞きしております。

大学院での教育研究活動を通じ、企業や自治体をはじめ広く地域全体のデジタル化、DX促進の機運が高まることで、デジタル技術を活かした起業や新産業の創出による地域産業の振興と雇用の増加、地元で働く人材の育成、また行政サービスの効率向上などが大いに期待されるものです。

つきましては、御学の大学院地域情報学研究科構想の趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

丹波市長 林 時彦



令和4年11月16日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

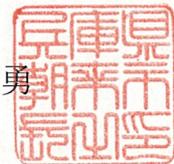
朝来市では、深刻化する人口減少と少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症対策や世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など多くの課題に直面する中で、本市の個性を活かしながら特色ある創生施策を積極的に展開し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいます。

御学が構想中の「大学院地域情報学研究科」においては、AIやデータサイエンス、ICTなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、地域が抱える様々な課題解決を図る高度な研究に取り組むとともに、産業を担う情報人材を育成するための専門教育に取り組まれるとうかがっています。

大学院でのそうした教育研究活動は、企業や自治体をはじめとする地域全体のデジタル化やDX促進の機運を高め、デジタル技術を活かした起業誘発や新産業の創出による地域産業の振興と雇用の増加、また、行政サービスの効率向上などにも期待できるものです。

つきましては、御学の大学院地域情報学研究科構想の趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

朝来市長 藤 岡



## 福知山公立大学情報学部設置に関する要望書一覧(事業所・団体等)

	団体・機関名、役職	住所
1	福知山商工会議所	京都府福知山市字中ノ27
2	福知山市商工会	京都府福知山市大江町河守398
3	宮津商工会議所	京都府宮津市字鶴賀2054-1
4	豊岡商工会議所	兵庫県豊岡市大磯町1-79
5	丹波市商工会	兵庫県丹波市氷上町成松140-7
6	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054-1
7	但馬信用金庫	兵庫県豊岡市中央町17番8号

福商議発第92号

令和4年11月28日

公立大学法人福知山公立大学

理事長兼学長 川添信介 様

### 福知山公立大学大学院地域情報学研究科について（要望）

この度、貴学が設置準備を進めておられる大学院地域情報学研究科について、次のとおり要望します。

人口減少と高齢化の急速な進行に加え、ウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など地域産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

こうした状況を打開するうえで、AIやデータサイエンス、ICTをはじめとする先端情報技術を活用しDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、起業の誘発や新産業・新サービスの創出を図り、持続的に発展する地域経済社会の実現に期待を寄せているところです。

一方で、全国的に情報人材が不足するなか、地方においては都市部以上にこうした情報人材の確保が困難な面があり、その改善は焦眉の急となっています。

このようななかで、貴学が構想中の大学院地域情報学研究科は、地域のDX推進と人材確保の両面から機を得たものであり、その趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

福知山商工会議所

会頭 塩見 和之



令和4年12月13日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

この度、貴学が設置準備を進めておられる大学院地域情報学研究科（仮称）について、次のとおり要望します。

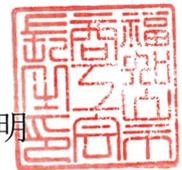
人口減少と高齢化の急速な進行に加えて、ウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応等地域産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

また、当地域の商工業者は中小・小規模事業者が大半であり時代に即した経営戦略の立案やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応などに課題を抱え、生産性向上や人材確保の面などで都市部に比べて不利な状況にあります。

地域住民の暮らしを守る身近なサービスを展開する商工業者にとって、AIやデータサイエンス、ICTをはじめ先端情報技術を活用することで起業の誘発や新産業・新サービスの創出を通じて持続的に発展する地域経済社会の実現に期待を寄せているところです。

こうした中、貴学が構想中の大学院地域情報学研究科は、中小・小規模事業者のDX推進と人材確保の両面から機を得たものであり、その趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

福知山市商工会  
会長 日下 英明



令和4年11月10日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

### 福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

この度、貴学が設置準備を進めておられる大学院地域情報学研究科（仮称）について、次のとおり要望します。

人口減少と高齢化の急速な進行に加えウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など、地域産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

当地域では全国屈指の観光地である天橋立を抱え、観光業などは高いポテンシャルを有する一方、時代に即した経営戦略の立案やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応などに課題を抱える中小規模の商工業者が大半であり、生産性向上や人材確保の面などで都市部に比べて不利な状況にあります。

とりわけ地域住民の暮らしに身近なサービスを展開する商工業者にとって、AIやデータサイエンス、ICTをはじめ先端情報技術を活用することで、起業の誘発や新産業・新サービスの創出が促され、持続的に発展する地域経済社会が実現することに期待を寄せているところです。

こうしたなかでの貴学が構想中の大学院地域情報学研究科は、地域のDX推進と人材確保の両面から機を得たものであり、その趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

宮津商工会議所

会頭 今井 一雄



令和5年2月15日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

この度、貴学が設置準備を進めておられる大学院地域情報学研究科（仮称）について、次のとおり要望します。

人口減少と高齢化の急速な進行に加えウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など、地域産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

当地域では全国屈指の観光地である城崎温泉をはじめ観光業をはじめ高いポテンシャルを有する一方、商工業者は中小規模の企業が大半であり時代に即した経営戦略の立案やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応などに課題を抱え、地域の生産性向上や人材確保の面などで都市部に比べて不利な状況にあります。

とりわけ地域住民の暮らし身近なサービスを展開する商工業者にとって、AIやデータサイエンス、ICTをはじめ先端情報技術を活用することで起業の誘発や新産業・新サービスの創出を通じて持続的に発展する地域経済社会の実現に期待を寄せているところです。

こうしたなかでの貴学が構想中の大学院地域情報学研究科は、地域のDX推進と人材確保の両面から機を得たものであり、その趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

豊岡商工会議所

会頭 岡本 慎

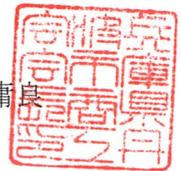


# 要 望 書

令和5年2月16日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

丹波市商工会  
会長 篠倉 庸良



## 福知山公立大学大学院地域情報学研究科について

この度、貴学が設置準備を進めておられる大学院地域情報学研究科（仮称）について、次のとおり要望します。

人口減少と高齢化の急速な進行に加えウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応など、地域産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

当地域では丹波ブランドに代表される質の高い農産品や歴史文化、国内有数の大型恐竜「丹波竜」の化石発見を活かした観光業など高いポテンシャルを有するとともに、デジタル地域通貨「たんばコイン」を活用した消費喚起策など、官民一体で商業振興に取り組んでいるところです。

一方、商工業者は中小規模の企業が大半であり、時代に即した経営戦略の立案やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応など課題を抱えております。また生産性向上や人材確保の面でも都市部に比べて不利な状況にあり、とりわけ地域住民の暮らしに身近なサービスを展開する我々商工会員にとって、AIやデータサイエンス、ICTをはじめ先端情報技術を活用することで起業の誘発や新産業・新サービスの創出を通じて持続的に発展する地域経済社会の実現に期待を寄せているところです。

こうした中での貴学が構想中の大学院地域情報学研究科は、地域のDX推進と人材確保の両面から機を得たものであり、その趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

令和4年11月22日

公立大学法人福知山公立大学

理事長兼学長 川添 信介 様

### 福知山公立大学大学院地域情報学研究科設置に係る要望書

貴学におかれましては、日ごろから地域の活性化及び地域人材の育成にご尽力  
いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、弊金庫では地域経済を支え発展させる使命を達成するため企業や行政の  
皆様とともに様々な取り組みを進めておりますが、北近畿地域では依然進む人口  
減少と高齢化に加え、ウィズコロナや世界の政治経済情勢の急激な変動への対応  
など多くの課題を抱えています。

とりわけ当地域では都市部に比べ人材確保が困難であり、そのことが結果的に  
時代に即した経営戦略の立案やDX（デジタルトランスフォーメーション）への  
対応の遅れにもつながるなど、地域経済の活性化のためにその解決が焦眉の急と  
なっています。

貴学が構想中の「大学院地域情報学研究科」は、AIやデータサイエンス、I  
CTなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、様々な課題解決を図る高  
度な研究に取り組むとともに、地域産業を担う情報人材を育成する専門教育に取り  
組まれるとうかがっています。

弊金庫といたしましては、大学院の教育研究活動を通じて広く地域全体のデジ  
タル化・DX促進の機運が高まり、起業の誘発や新産業の創出による地域産業の振  
興と雇用の増加、サービスの生産性向上に加え、貴学で学んだ多くの情報人材の  
活躍を通じて当地域が我が国のデジタル社会の先端地域となり得るものと期待し  
ているところです。

つきましては、貴学の大学院地域情報学研究科の設置趣旨に賛同するととも  
に、早急な設置を要望いたします。

京都北都信用金庫

理事長 藤原 健司



令和5年1月19日

公立大学法人福知山公立大学  
理事長兼学長 川添 信介 様

### 福知山公立大学大学院「地域情報学研究科」設置に係る要望書

厳寒の候、貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊金庫では協同組織金融機関として、地域経済・社会の維持・発展に取り組むべく、多様なステイクホルダーと各種の取り組みを行っており、貴学とも包括連携協定を締結し、寄付講座の運営やインターンシップの受け入れ、社会人プログラムへの職員派遣などを行わせていただいております。

しかし、北近畿地域では過疎化と少子化・高齢化が急ピッチで進展しており、コロナ禍の下、多くの地域課題が顕在化しています。とりわけ都市部に比べ人材確保が困難であり、そのことが結果的に時代に即した経営戦略の立案やDXへの対応の遅れにも繋がっており、人材面の課題解決が喫緊の課題となっています。

貴学が構想中の大学院「地域情報学研究科」は、AIやデータサイエンスなどの先端情報技術と社会科学の知見を融合させ、様々な課題解決を図る高度な研究に取り組むとともに、地域産業を担う情報人材を育成する専門教育に取り組まれるとうかがっています。

弊金庫といたしましては、大学院の教育研究活動を通じて広く地域全体のデジタル化・DX促進の機運が高まり、起業の誘発や新産業の創出による地域産業の振興と雇用の増加、サービスの生産性向上に加え、貴学で学んだ多くの情報人材の活躍を通じて当地域が活性化することを期待しているところです。

つきましては、貴学の大学院「地域情報学研究科」の設置趣旨に賛同するとともに、早急な設置を要望いたします。

但馬信用金庫

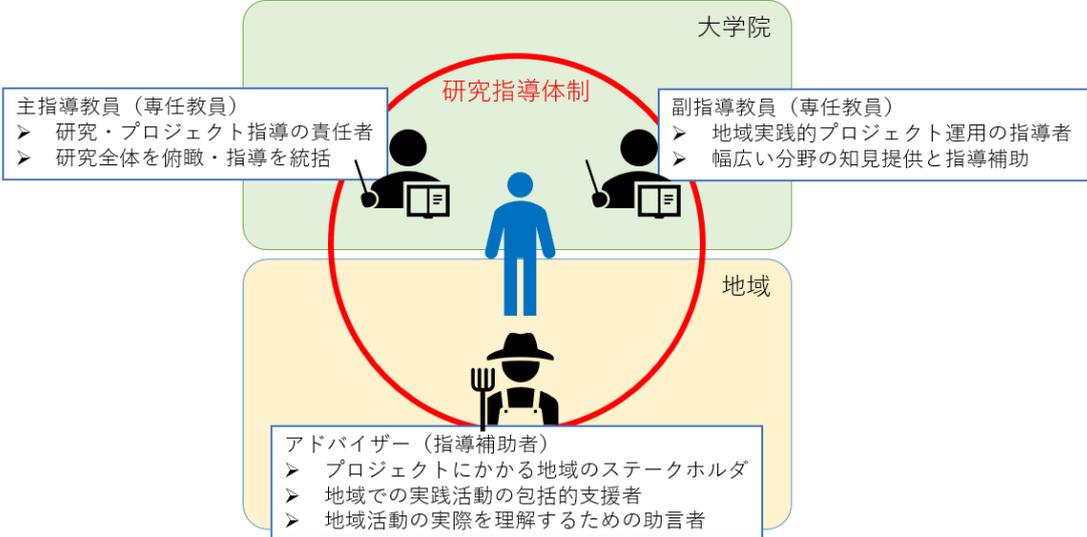
理事長 森垣 裕孝



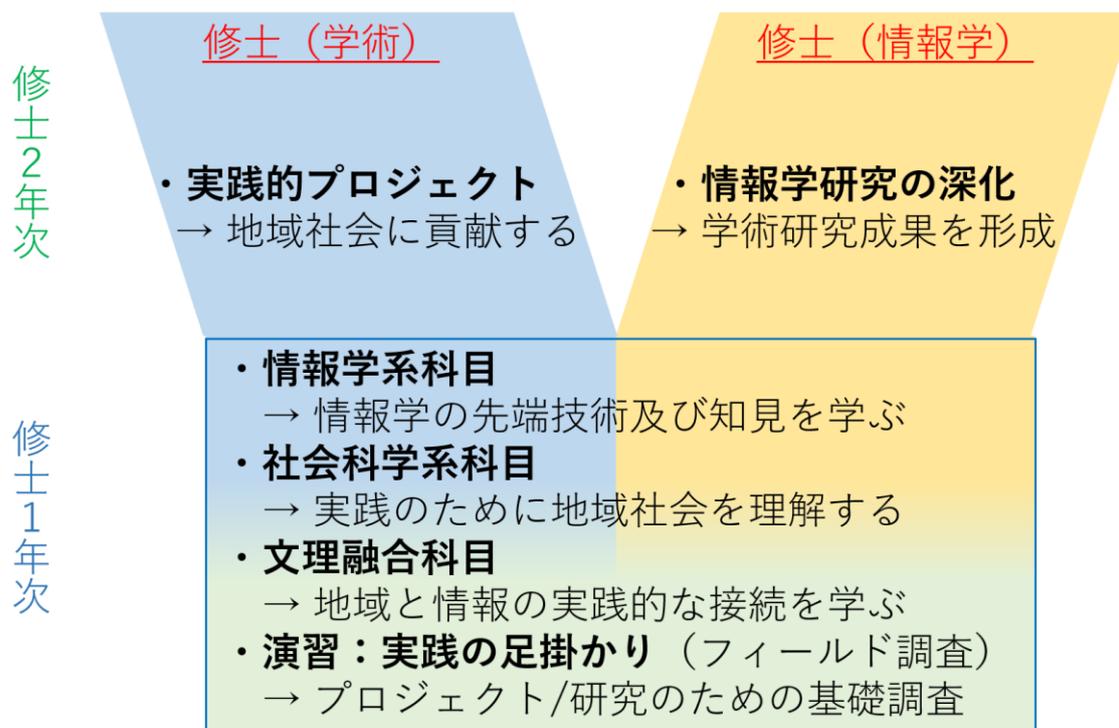
## カリキュラムマップ

科目名	科目区分	担当教員名	修士（情報学）				修士（学術）			
			情報学の深い学びを得られる	課題設定力および研究遂行力が身につく	コミュニケーション・プレゼンテーション力が身につく	幅広い学びが得られる	情報技術に関する幅広い知識が得られる	プロジェクトの遂行力が身につく	コミュニケーション・プレゼンテーション力が身につく	幅広い学びが得られる
地域情報プロジェクト演習Ⅰ	研・プロ	全教員	○	◎	○		○	◎	○	
地域情報プロジェクト演習Ⅱ	研・プロ	全教員	○	◎	○		○	◎	○	
地域情報学特別研究Ⅰ	研・プロ	全教員	◎	○	○					
地域情報学特別研究Ⅱ	研・プロ	全教員	◎	○	○					
地域情報プロジェクト実践Ⅰ	研・プロ	全教員					○	◎	○	
地域情報プロジェクト実践Ⅱ	研・プロ	全教員					○	◎	○	
インターンシップ	研・プロ	倉本	○	○		◎	○	○		◎
離散数学特論	情報学	渡邊	◎				○			○
応用解析学特論	情報学	前田	◎				○			○
ハイブリッドダイナミカルシステム	情報学	森	◎				○			○
集積システム設計特論	情報学	畠中理	○	◎			◎			
IoTシステムハードウェア	情報学	衣川	○	◎			◎			
実証的ソフトウェア工学	情報学	眞鍋	○	◎			◎			
人間情報技術特論	情報学	倉本	○	◎		○	◎			○
マルチモーダルインタラクション特論	情報学	黄	○	◎			◎			
計算知能特論	情報学	畠中利	◎				○			
環境情報技術特論	情報学	池野	◎			○	○			○
医用画像解析特論	情報学	松山	◎			○	○			○
時系列メディア論	情報学	橋田	◎			○	○			○
地域情報学特別講義Ⅰ	文理融合	全教員		○		◎	◎			◎
地域情報学特別講義Ⅱ	文理融合	全教員		○		◎	◎			◎
感性情報データ処理特論	文理融合	崔		◎		○		◎		○
サービスエンジニアリング特論	文理融合	山本		◎	○	○		◎	○	○
ベンチャー・アントレプレナーシップ論	文理融合	亀井		○	○	◎		○	○	◎
実践的社会調査法	文理融合	大門		◎		○		◎		○
地域医療情報システム論	文理融合	岡本		◎		○	◎			○
地域福祉政策論	社会科学	川島				◎	○			◎
公共ガバナンス論	社会科学	井上				◎	○			◎
経営学特論	社会科学	鄭				◎	○			◎
国際文化論	社会科学	渋谷			○	◎			○	◎

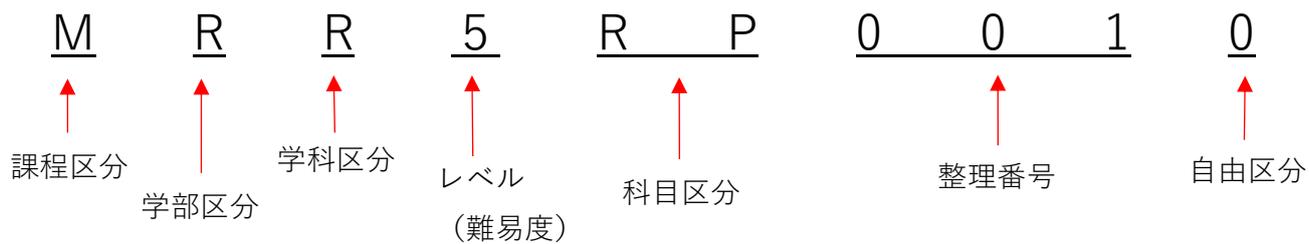
### 研究指導体制図



## カリキュラム編成の概念図



◎福知山公立大学大学院 科目ナンバリング基準



◎課程区分

修士課程	M	Master
------	---	--------

◎学部・研究科区分

地域情報学研究科	R	Region-Centric Informatics
----------	---	----------------------------

◎学科・専攻区分

地域情報学専攻	R	Region-Centric Informatics
---------	---	----------------------------

◎科目区分

研究・プロジェクト科目	RP	Research/Project
情報学科目	IN	Information Science
文理融合科目	SI	Social Informatics
社会科学系科目	SS	Social Science

◎レベル

年次不問	0	
基礎科目	1	学部1年次
導入科目	2	学部2年次
専門科目	3	学部3年次
総合科目（卒業研究関連）	4	学部4年次
大学院科目（修士）	5	大学院1・2年次
レベル分け困難	9	

科目ナンバリング

課程	学部・研究科	学科・専攻	区分	講義科目名	課程区分	開講学部	開講学科	レベル	科目区分		整理番号			自由区分
									R	P	0	0	1	
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報プロジェクト演習Ⅰ	M	R	R	5	R	P	0	0	1	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報プロジェクト演習Ⅱ	M	R	R	5	R	P	0	0	2	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報学特別研究Ⅰ	M	R	R	5	R	P	0	0	3	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報学特別研究Ⅱ	M	R	R	5	R	P	0	0	4	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報プロジェクト実践Ⅰ	M	R	R	5	R	P	0	0	5	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	地域情報プロジェクト実践Ⅱ	M	R	R	5	R	P	0	0	6	0
修士	地域情報学	地域情報学	研究・プロジェクト	インターンシップ	M	R	R	5	R	P	0	0	7	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	離散数学特論	M	R	R	5	I	N	0	0	1	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	応用解析学特論	M	R	R	5	I	N	0	0	2	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	ハイブリッドダイナミカルシステム	M	R	R	5	I	N	0	0	3	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	集積システム設計特論	M	R	R	5	I	N	0	0	4	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	IoTシステムハードウェア	M	R	R	5	I	N	0	0	5	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	実証的ソフトウェア工学	M	R	R	5	I	N	0	0	6	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	人間情報技術特論	M	R	R	5	I	N	0	0	7	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	マルチモーダルインタラクション特論	M	R	R	5	I	N	0	0	8	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	計算知能特論	M	R	R	5	I	N	0	0	9	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	環境情報技術特論	M	R	R	5	I	N	0	1	0	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	医用画像解析特論	M	R	R	5	I	N	0	1	1	0
修士	地域情報学	地域情報学	情報学	時系列メディア論	M	R	R	5	I	N	0	1	2	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	地域情報学特別講義Ⅰ	M	R	R	5	S	I	0	0	1	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	地域情報学特別講義Ⅱ	M	R	R	5	S	I	0	0	2	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	感性情報データ処理特論	M	R	R	5	S	I	0	0	3	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	サービスエンジニアリング特論	M	R	R	5	S	I	0	0	4	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	ベンチャー・アントレプレナーシップ論	M	R	R	5	S	I	0	0	5	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	実践的社會調査法	M	R	R	5	S	I	0	0	6	0
修士	地域情報学	地域情報学	文理融合	地域医療情報システム論	M	R	R	5	S	I	0	0	7	0
修士	地域情報学	地域情報学	社会科学系	地域福祉政策論	M	R	R	5	S	S	0	0	1	0
修士	地域情報学	地域情報学	社会科学系	公共ガバナンス論	M	R	R	5	S	S	0	0	2	0
修士	地域情報学	地域情報学	社会科学系	経営学特論	M	R	R	5	S	S	0	0	3	0
修士	地域情報学	地域情報学	社会科学系	国際文化論	M	R	R	5	S	S	0	0	4	0

## 研究・プロジェクトのテーマ例

### 福祉とロボット

地域福祉活動にAI・ロボットを実践的に導入することに関する研究、中山間地域における遠隔ロボットによる福祉活動の実現、遠隔ロボット・AIによる福祉活動/プランニングに関する相談・支援などを実施

### 教育のDX化

タブレットなどの情報機器を用いた学習経過記録の利活用を積極的に展開。福知山市をはじめとした北近畿地域の小中学校教育を推進する活動に参加し、アプリ開発、ログを活用した学習分析を実施

### 公共・観光のスマート化

観光や防災、あるいはMaaSなどの分野における人流計測および人流データの解析を通じて、地域特性に応じたサービスの設計、実装に通じる基礎データ解析などを実施

### ICTによる防災

由良川流域に代表される河川域の大規模浸水災害に対して、ICTを活用した観測網の構築をはかり、地域特性に応じた災害予測などに関する技術を研究開発

### AI・データサイエンス

科学的機序やデータサイエンスに基づくシステムの研究開発、数理的手法を現代社会における諸問題の解決に適用するための基礎研究および応用研究などを実施

## 福知山公立大学大学院履修規程（案）

## （目的）

第 1 条 この規程は、福知山公立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、授業科目、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （修了要件及び授業科目）

第 2 条 本大学院を修了するためには、大学院学則第 20 条に規定する要件を満たさなければならない。

2 本大学院の授業科目は別表第 1、修了要件は別表第 2 のとおりとする。

## （指導教員）

第 3 条 学生の履修及び研究に関する指導は、研究指導教員 1 名及び研究指導補助教員 1 名以上がこれにあたる。

2 必要と認められる場合、専攻長は所属する学生の指導教員を変更することができる。

## （履修計画等）

第 4 条 学生は、指導教員の承認を得て、各学期に開講される科目について、年度当初に学務担当が提示する期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修登録に関し、公立大学法人福知山公立大学履修規程（以下「学部履修規程」という。）第 2 条を準用する。

## （試験）

第 5 条 試験については、公立大学法人福知山公立大学試験規程を準用する。

## （成績評価）

第 6 条 成績評価の方法、基準および GPA については、学部履修規程第 6 条、第 7 条、第 8 条および第 9 条を準用する。

## （委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、科目の履修に関しては、学部履修規程を準用する。

## 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

 地域情報学研究科  
 (地域情報学専攻)

科目 区分	授業科目	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
研究・ プロジェクト 科目	地域情報プロジェクト演習Ⅰ	1	2		
	地域情報プロジェクト演習Ⅱ	1	2		
	地域情報学特別研究Ⅰ*	2		6	
	地域情報学特別研究Ⅱ*	2		6	
	地域情報プロジェクト実践Ⅰ※	2		6	
	地域情報プロジェクト実践Ⅱ※	2		6	
	インターンシップ	1・2		2	
情 報 学 科 目	離散数学特論	1・2		2	
	応用解析学特論	1・2		2	
	ハイブリッドダイナミカルシステム	1・2		2	
	集積システム設計特論	1・2		2	
	IoTシステムハードウェア	1・2		2	
	実証的ソフトウェア工学	1・2		2	
	人間情報技術特論	1・2		2	
	マルチモーダルインタラクション特論	1・2		2	
	計算知能特論	1・2		2	
	環境情報技術特論	1・2		2	
	医用画像解析特論	1・2		2	
時系列メディア論	1・2		2		
文 理 融 合 科 目	地域情報学特別講義Ⅰ	1・2		2	
	地域情報学特別講義Ⅱ	1・2		2	
	感性情報データ処理特論	1・2		2	
	サービスエンジニアリング特論	1・2		2	
	ベンチャー・アントレプレナーシップ論	1・2		2	
	実践的社会調査法	1・2		2	
	地域医療情報システム論	1・2		2	
社 会 科 学 系 科 目	地域福祉政策論	1・2		2	
	公共ガバナンス論	1・2		2	
	経営学特論	1・2		2	
	国際文化論	1・2		2	

別表第2

地域情報学研究科

修了要件（地域情報学専攻）

科目区分	必修	選択	合計
(1) 研究・プロジェクト科目	4単位	12単位	16単位
(2) 情報学科目	—	6単位	6単位
(3) 文理融合科目	—	4単位	4単位
(4) 社会科学系科目	—	—	—
上記科目区分(1)～(4)の中から自由に選択			4単位
修了要件 単位数			30単位

※情報学研究コースの学生は「地域情報学特別研究Ⅰ」「地域情報学特別研究Ⅱ」、  
 地域情報プロジェクトコースの学生は「地域情報プロジェクト実践Ⅰ」「地域情報プロジェクト実践Ⅱ」をそれぞれ研究・プロジェクト科目より修得すること。

## 公立大学法人福知山公立大学研究倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学(以下「本学」という。)の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに本学が整備する措置等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 研究者とは、専任および非常勤等の雇用形態にかかわらず、本学において研究活動に従事する者をいう。

2 研究活動とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定およびそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 発表とは、自己の研究に係る新たな知見、または専門的な知見を公表するすべての行為を含むものとする。

4 本学の学生について、研究活動に従事するときは、指導教員の指導のもと本規定を準用するものとする。

## (研究の基本)

第3条 研究者は、国際的規範、規約及び条約等と共に、国の法令及び告示等並びに本学の定める関係規程等を遵守しなければならない。

## (研究者の姿勢)

第4条 研究者は、生命の尊厳及び基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、研究活動を行うにあたって、当該研究活動の対象となる国内外の地域及び組織等の文化、慣習及び社会的制度の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、相互の学問的自立性を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者及び研究支援者に対し、感謝と誠意をもって接しなければならない。

5 研究者は、研究活動を行うにあたって、不正な行為は行わず、また不正な行為に対して加担または黙認してはならない。

6 研究者は、学生が研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

## (情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、合理的かつ客観的に妥当と認められる方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的

に必要と認められる範囲の情報等を収集しなければならない。

(ヒトを対象とする研究倫理審査)

第6条 研究者は、ヒトを対象とする研究を行う場合、事前に「公立大学法人福知山公立大学ヒトを対象とする研究倫理審査規程」による審査を申請し、研究の許可を得なくてはならない。「ヒトを対象とする研究」の定義は、同規定で定める。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、研究に関わる個人情報については、「公立大学法人福知山公立大学個人情報保護規程」に従い、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等が生じた場合には誠実に対応するとともに、人権・倫理委員会に報告しなければならない。

(情報、データ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐためにあらかじめ定められた措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等をあらかじめ定められた期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又は本学の関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を、広く社会に還元するために公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内は公表しないことができる。

(不正行為の禁止)

第11条 研究者は、研究活動における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、厳に慎まなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査して先行研究との関係を明確にするとともに、知的財産の侵害にあたる取扱いをしてはならない。

3 研究成果の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者

は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことに真摯に努め、論文で的確に表現をしなければならない。

(研究費の取扱い)

第12条 研究者は、研究費を適正かつ効果的に使用しなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第13条 研究者が行う研究活動は、利益相反を引き起こすものであってはならない。

2 研究者は、利益相反を避けるために本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(大学としての研究不正の防止等)

第14条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止することを目的として、必要な措置を講じる。

2 本学は、研究費の不正使用を防止することを目的として、必要な措置を講じる。

3 研究活動等に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(研究倫理に関する研修計画等)

第15条 研究者の研究倫理に対する理解を深め不正行為を防止するために、研究倫理に関する研修の計画を策定し、継続的に実施する。

(相談等への対応)

第16条 本学は、研究倫理に関する学内外からの苦情、相談及び告発等に対して、適切に対応するための措置等を整備する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

## 福知山公立大学ヒトを対象とする研究倫理審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学（以下「本学」という。）において、ヒトを対象とする研究における、研究計画の科学的正当性及び倫理的妥当性の審査に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「ヒト」とは生物としてのヒトをいう。

2 「ヒトを対象とする研究」とは、ヒトに関連するすべての専門的知見を形成するための調査および実験をいい、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採用する作業を含む。

(ヒトを対象とする研究倫理審査委員会の設置)

第3条 前条に規定する審査を行うため、本学にヒトを対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 学部長又は学科長が指名する各学部学科の教員
- (4) 学部長又は学科長が指名する職員
- (5) その他、学長の判断により指名するもの

2 委員は男女両性で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は申請者の所属する学部長をもってあてる。

3 副委員長は、第4条第1項各号の委員のうち、委員長が指名する者をもってあてる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の

決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。

5 委員長は、委員会での審議結果等について、学長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことが出来る。

(申請)

第9条 審査を必要とする研究実施責任者(以下「申請者」という。)は、ヒトを対象とする研究倫理審査申請書(様式第1号)及び研究計画書(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(審査の手続き)

第10条 学長は、前条の申請があったときは、速やかに委員会に諮るものとする。

2 委員会は、研究計画の科学的正当性及び倫理的妥当性について審査し、判定を行うものとする。ただし、第12条に定める場合においては、この限りでない。

3 委員長は、審査終了後、速やかにヒトを対象とする研究倫理審査結果報告書(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

4 学長は、前項の報告により判定を行い、ヒトを対象とする研究倫理審査結果通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(再審査)

第11条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、ヒトを対象とする研究倫理審査結果異議申立書(様式第5号)により再審査を求めることができる。

2 前項の異議申立ては、前条第4項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

3 学長は、第1項のヒトを対象とする研究倫理審査結果異議申立書を受理したときは、速やかに委員会に諮るものとする。

4 委員会は、当該異議申立てについて審査し、判定を行う。

5 委員長は、審査終了後、速やかにヒトを対象とする研究倫理審査結果報告書を学長に提出しなければならない。

6 学長は、前項の報告により判定を行い、ヒトを対象とする研究倫理審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(迅速審査)

第12条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する事項について、あらかじめ委員長が指名した委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行うことができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体につ

いて共同研究機関において研究倫理の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の以下の事項に関する軽微な変更による場合の審査

ア 研究者等の追加・削除

イ 研究者等の所属・資格の変更

ウ 研究者代表者・個人情報管理者の変更

エ 一定範囲での研究実施場所の追加・削除

オ 承認済研究計画の実施期間を延長する場合で以下の条件をすべて満たしている場合の変更

(ア) 承認日より3年を超えない範囲での延長であること

(イ) 有害事象が発生しておらず、新たなリスクが発生しないこと

カ 研究計画の本質とは異なる文言の修正

2 前項で指名された委員は、審査結果を委員会に報告しなければならない。

(審査の特例)

第13条 学長は、緊急に審査を行う必要性があり、かつ、研究計画の科学的正当性及び倫理的妥当性が明白な場合、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定を行うことができる。

2 学長は、前項の判定を行った場合、委員会に報告しなければならない。

(研究の終了報告)

第14条 申請者は、当該研究終了後速やかに、学長に研究終了報告書(様式第6号)を提出する。

2 学長は、研究終了報告書の内容に疑義が生じた場合は、委員会に調査を求めることができる。

3 委員会は、前項の場合において、研究終了報告書について調査を行い、調査結果を学長に報告するとともに、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導又は勧告を行わなければならない。

(庶務)

第15条 委員会に関する事務は、事務局総務・財務グループにおいて行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条、第12条関係） ヒトを対象とする研究倫理審査申請書

様式第2号（第9条、第12条関係） 研究計画書

様式第3号（第10条、第12条、第13条関係） ヒトを対象とする研究倫理審査結果  
報告書

様式第4号（第10条、第12条、第13条関係） ヒトを対象とする研究倫理審査結果  
通知書

様式第5号（第11条関係） ヒトを対象とする研究倫理審査結果異議申立書

様式第6号（第14条関係） 研究終了報告書

様式第1号（第9条、第12条関係）

ヒトを対象とする研究倫理審査申請書

年 月 日

福知山公立大学  
学長

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

申請者： \_\_\_\_\_ (印)

下記の研究計画について審査申請を行います。

記

1 研究課題名			
2 審査区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更（注：変更の勧告を受けて再度申請する場合）		
3 研究資金	<input type="checkbox"/> 学内研究費（ <input type="checkbox"/> 個人研究費 <input type="checkbox"/> 研究活性化助成金） <input type="checkbox"/> 外部研究資金（ <input type="checkbox"/> 公的資金 <input type="checkbox"/> 公的資金以外の外部資金） ※外部研究資金の場合はその種類、名称等を記載すること。 [ _____ ]		
4 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
5 分担者	所属		職名・氏名
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 研究対象者への説明文書 <input type="checkbox"/> 研究対象者から受ける同意書 <input type="checkbox"/> 調査票等 <input type="checkbox"/> 利害関係に関する自己申告書 <input type="checkbox"/> 外部資金申請書・内定書など		

(注) 研究計画書を作成するにあたり、変更や継続の場合は変更点、新規の箇所について下線を付すとともに、変更や継続の理由を記載すること。

研 究 計 画 書

<p>1 研究の目的 と意義</p>	<p>（具体的に記載すること。別紙提出も可）</p>		
<p>2 研究方法</p>	<p>（具体的に記載すること。別紙提出も可）</p>		
<p>3 研究対象者 及び個人から 収集する情報・ データ等につ いて ※1、2、3</p>	<p>① 研究対象者</p>	<p><input type="checkbox"/>成人</p> <p><input type="checkbox"/>本学学生                      対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>その他（                      ） 対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>未成年者</p> <p><input type="checkbox"/>本学学生                      対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>高校生                          対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>中学生                          対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>小学生                          対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>その他（                      ） 対象者数                      名</p> <p><input type="checkbox"/>未定</p>	
	<p>② 対象者の選出基 準・募集方法等</p>		
	<p>③ 対象者への依 頼・説明方法 （インフォームド コンセント）</p>	<p>※説明文・同意書を添付すること。</p>	
	<p>④ 個人情報、デー タ等の収集・採取 方法</p>	<p>※調査票等を添付すること。</p>	

	⑤ (研究実施場所が学外の場合) 施設責任者等への研究協力の依頼方法	a. 実施場所 b. 依頼の方法 ※依頼文(案)があれば添付すること
	⑥ 収集する個人情報の有無及び個人情報の匿名化の方法	a. 個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 b. <input type="checkbox"/> 匿名化する (匿名化の方法 ) <input type="checkbox"/> 匿名化しない (理由 )
	⑦ 研究対象者に与える危険や不利益等の可能性	a. 不可避免的な侵襲(採血や運動など) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 b. (a.が有の場合) 具体的な方法 c. 不利益等が発生する可能性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 d. (c.が有の場合) 発生した場合の対応
	⑧ 研究対象者との利害関係の状況(過去1年以内)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (別紙「利害関係に関する自己申告書」を提出すること。)
	⑨ 収集した個人情報の保管方法及び廃棄の方法	
4	研究成果の公開方法	
5	その他特記事項	

※1 研究方法等において講じる対策や措置について説明すること。(別添可)

※2 目的、意義、研究方法、研究対象者など。研究計画の変更の場合はその変更について説明すること。(別添可)

※3 変更及び継続の場合は、変更となる項目を朱字にて記載すること。

利害関係に関する自己申告書

年 月 日

福知山公立大学  
学長

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

申請者： \_\_\_\_\_ (印)

研究対象と直接関連が想定できる、もしくは外部からその利害関係が指摘される可能性がある企業・団体等に関し、過去1年以内での当該研究計画に関係する状況を報告します。

	該当の状況	(該当有の場合)	
		企業・団体等の名称	金額・内容等
①役員、顧問職等の就任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		円
②株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
③知的財産権(特許・著作権等)による収入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
④会議の出席(発表)等に対する日当・出席料・講演料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑤パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥外部研究資金(受託研究・共同研究・寄附金等)の受入れ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑦無償で機材借用・役務提供を受けた、又は物品等の提供を受けた	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑧その他(報酬など)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		



様式第4号（第10条、第12条、第13条関係）

ヒトを対象とする研究倫理審査結果通知書

年 月 日

申請者 様

福知山公立大学  
学長

㊟

研究課題名 \_\_\_\_\_

さきに申請のあった上記研究課題について、 年 月 日開催のヒトを対象とする研究倫理審査委員会に諮り、下記のとおり判定したので通知します。

記

1 審査区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 不服申立 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 研究予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 非該当
4 判定の内容及び理由	

様式第5号（第11条関係）

ヒトを対象とする研究倫理審査結果異議申立書

年 月 日

福知山公立大学  
学長

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

申請者： \_\_\_\_\_ (印)

審査の結果に異議がありますので、ヒトを対象とする研究倫理審査規程第10条の規定に基づき下記のとおり異議を申立てます。

記

1 審査結果の判定	<input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認
2 審査結果判定日	年 月 日
3 研究課題名	
4 申立ての内容 及び理由	

※申立ての根拠となる追加資料があれば添付すること。

様式第6号（第14条関係）

研 究 終 了 報 告 書

年 月 日

福知山公立大学  
学長

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

申請者： \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日付で承認された下記の研究は、研究倫理上の問題が生じることなく終了したことを報告します。

記

1 研究課題名	
2 分担者	
3 研究期間	
4 研究結果要旨	(具体的に記載すること。別紙提出も可)
5 審査結果通知書に記載された条件への対応(条件付承認のみ記載)	

## — 観光DX人材育成におけるプロジェクト活動の例 —

主に非情報系学部出身者が情報技術を利活用し、地域のDX化を推進するプロジェクト活動を通じた研究指導を受け、そのプロジェクト報告書により修士(学術)の取得を目指す場合

リメディアル(情報学部科目)  
(利用する技術を理解するための学部科目)

情報学部の専門科目の「アルゴリズム論」や「情報システム」などの履修により、基礎的な事項の理解を確かなものとするよう指導する。

### 専門科目

#### 情報学系科目

- ・実証的ソフトウェア工学
- ・人間情報技術特論

#### 文理融合科目

- ・実践的社会調査法
- ・サービスエンジニアリング特論
- ・ベンチャーアントレプレナーシップ論

#### 社会科学系科目

- ・国際文化論
- ・経営学特論

### 研究指導科目

アドバイザーの指導: 京都府北部のDMOおよび自治体の担当者からの助言のほか、実証のためのフィールドが提供される。  
さらに、地域経営学部の観光交流系の教員からの助言が期待できる。



修士論文  
修士(情報学)



研究指導: サービス工学やマーケティング分野の教員からの指導

#### 講義における学びのポイント:

地域の特性や文化が理解できるとともに、経営的視点で対象の社会システムをとらえることができる。  
導入する技術やシステムの特性を把握し、提供のあり方を考え、その仕様と範囲を適切に定めることができる。  
その効果の質的または量的なエビデンスに基づく評価ができる。

# 履修モデル説明図 社会福祉分野の履修モデル(修士(学術))

ー ロボット／人工知能を活用した介護支援を例にした履修モデル ー

主に非情報系学部出身者が福祉や介護などの場において、情報技術の利活用し、人手不足の解消や生活の質向上につなげるプロジェクト活動を推進し、その活動を通じた研究指導により、プロジェクト報告書をまとめ修士(学術)の取得を目指す場合。

リメディアル(情報学部科目)  
(利用する技術を理解するための学部科目)

情報学部の専門科目の「アルゴリズム論」や「ヒューマンインターフェース」などの履修により、基礎的な事項の理解を確かなものとするよう指導する。

## 専門科目

### 情報学系科目

- ・人間情報技術特論
- ・集積システム設計特論
- ・時系列メディア論

### 文理融合科目

- ・実践的社会調査法
- ・感性情報データ処理特論
- ・サービスエンジニアリング特論

### 社会科学系科目

- ・地域福祉政策論

## 研究指導科目

アドバイザーの指導:自治体担当者、地域の福祉団体の職員から助言を得ることができるほか、実証のためのフィールドが提供され、インターンシップを通じて情報技術により解決すべき課題を体験的に学ぶ機会も得られる

修士論文  
修士(情報学)

研究指導:インタラクティブシステム分野の教員および、地域福祉分野の教員からの指導

講義における学びのポイント:

- 社会福祉の各論を理解し、地域の特性に応じた課題の把握ができる
- 人と情報技術の関係を理解し、介護受益者に応じたロボット/人工知能の導入を適切に計画ができる
- 導入した技術の効果を質的または量的な調査によって評価することができる

# 履修モデル説明図 防災分野の履修モデル(修士(学術))

ー 由良川支流の流域における内水被害に対するタイムライン策定支援 ー

主に非情報系学部出身者が情報技術を活用する地域防災・減災のための地域活動支援に取り組むプロジェクト活動を通じて研究指導を受け、プロジェクト報告書により修士(学術)の取得を目指す場合。

リメディアル(情報学部科目)  
(利用する技術を理解するための学部科目)

情報学部の専門科目の「コンピュータアーキテクチャ」や「論理回路」などの履修により、基礎的な事項の理解を確かなものとするよう指導する。

## 専門科目

### 情報学系科目

- ・離散数学特論
- ・応用解析学特論
- ・ハイブリッドダイナミカルシステム
- ・IoTシステムハードウェア

### 文理融合科目

- ・実践的社会調査法
- ・地域情報学特別講義 I、II

### 社会科学系科目

- ・公共ガバナンス論

## 研究指導科目

アドバイザーの指導: 本学地域防災研究センター所属の特任教員、地域経営学部の防災分野の教員のほか、福知山市危機管理室の職員をはじめとする自治体の防災担当から助言を得ることができる。



修士論文  
修士(情報学)



研究指導: データサイエンス分野の教員からおよび、IoTシステムやネットワーク技術の分野の教員からの指導

講義における学びのポイント:

- 計測および計測値の通信に使われる技術を理解し、自然現象をデータとして把握するプロセスが理解できる
- 雨量と河川水位との関係を数値的に把握するため、数理モデルに基づく検討ができる
- 自然災害や気象警報に対する住民の意識の調査と調査結果を計画に反映することが検討できる

# 履修モデル説明図 防災分野の履修モデル(修士(情報学))

ー 内水被害対策における雨量および河川水位観測システムに関する研究 ー  
地域防災・減災に取り組むプロジェクトにおいて、局地的な雨量と水位などのセンシングシステムを構築し、収集したデータに基づいて避難情報を発出するための浸水予測システムを研究し、新規または有用なシステム構築法に関する修士論文をまとめ修士(情報学)の取得を目指す場合。

ICT系  
データサイエンス系

専門科目

情報学系科目

- ・離散数学特論
- ・ハイブリッドダイナミカルシステム
- ・IoTシステムハードウェア
- ・集積システム設計特論

文理融合科目

- ・地域情報学特別講義 I、II

社会科学系科目

- ・公共ガバナンス論

研究指導科目

アドバイザーの指導: 本学地域防災研究センター所属の特任教員、地域経営学部防災分野の教員のほか、福知山市危機管理室の職員をはじめとする自治体の防災担当から助言を得ることができる。



修士論文  
修士(情報学)



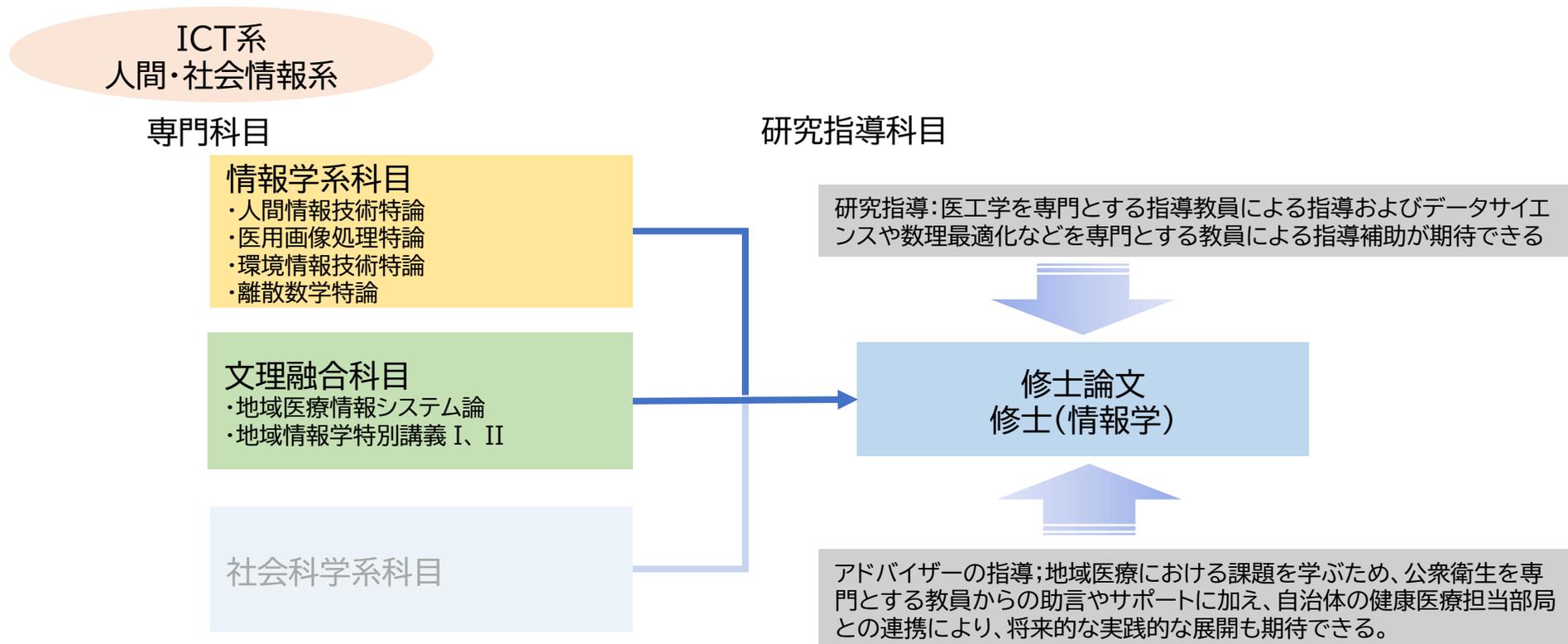
研究指導: 集積システムおよびIoTシステムの設計分野の教員からの指導を受けるほか、データサイエンスあるいは数理モデル分野の教員による助言が期待できる。

講義における学びのポイント:

- 計測および計測値の通信に使われる技術を理解し、自然現象をデータとして把握するプロセスが理解できる
- 雨量や河川水位などの物理量を計測するシステムとその実装のための設計法が理解できる
- 開発したシステムの有用性をフィールドで検証するとともに、データに基づく減災支援について検討できる

# 履修モデル説明図 医療分野の履修モデル(修士(情報学))

— 特定の疾患の早期診断のためのAIを用いた画像診断システムの開発 —  
情報技術、とくにAIや機械学習を利活用した診断支援システムの構築に関する学術研究を行い、その内容を修士論文にまとめることで、修士(情報学)の取得を目指す場合。



講義における学びのポイント:

地域社会における医療における諸課題が把握でき、診断にAIなどの技術による支援が必要な点を理解する  
人と情報技術の関係を理解し、目的に対して適切に導入する技術やシステムの計画ができる  
特定の疾患に関する画像診断法の到達点を把握し、発展の方向性が理解できる

# 履修モデル説明図 数理基盤分野の履修モデル(修士(情報学))

一 地域の産業における多品種生産計画のための最適化法の研究 一  
数理基盤分野において、地域の諸課題を、数理科学やデータサイエンスの立場から俯瞰的に問題を把握し、多品種の生産計画問題の定式化とその解法の探究およびシミュレーションを通じて、この課題解決のための手法を研究し、修士論文をまとめることで、修士(情報学)の取得を目指す場合。

データサイエンス系  
人間・社会情報系

専門科目

情報学系科目

- ・ハイブリッドダイナミカルシステム
- ・離散数学特論
- ・マルチモーダルインタラクション特論
- ・計算知能特論

文理融合科目

- ・地域情報学特別講義 I、II

社会科学系科目

- ・経営学特論

研究指導科目

研究指導: データサイエンスもしくは数理最適化を専門とする教員による指導および指導補助が期待できる



修士論文  
修士(情報学)



アドバイザーの指導; 地域の産業界との協働により理論と実践の融合を目指し、企業の担当者がアドバイザーとして参画することができる  
本学の数理・データサイエンスセンターが専門的な見地から、研究活動を支援する

講義における学びのポイント:

- 生産システムにおけるスケジューリング問題などを数学的に定式化し、その解法の考察ができる
- 生産ラインなどのシステムのモデル化ができ、そのシミュレーションを実装し、実システムの理解を深めることができる
- 解法をアルゴリズムとして構築し、その実装と性能の評価ができる

# 履修モデル説明図 実世界データサイエンス分野の履修モデル(修士(情報学))

## 一 画像計測による昆虫の生態把握に関する研究 一

地方における環境保全の課題は、複雑な様相を示しており、さまざまなデータを集め、実態を把握し、対策へ反映することが必要である。こういった分野におけるデータサイエンス人材を目指し、環境計測なかでも、森林や昆虫類の生態を計測する手法を研究し、修士論文をまとめることで、修士(情報学)の取得を目指す場合。

### データサイエンス系

#### 専門科目

##### 情報学系科目

- ・離散数学特論
- ・ハイブリッドダイナミカルシステム
- ・環境情報技術特論
- ・計算知能特論

##### 文理融合科目

- ・地域情報学特別講義 I、II

##### 社会科学系科目

- ・国際文化論

#### 研究指導科目

研究指導:生物情報学を専門とする教員による指導に加え、データサイエンスや機械学習を専門とする教員による助言が期待できる



修士論文  
修士(情報学)



アドバイザーの指導;フィールド調査など、地域社会との密な連携が必要とされ、さまざまな実践の場が提供される

#### 講義における学びのポイント:

自然環境におけるデータ計測技術およびデータ処理技術について理解し、画像による計測システムが理解できる機械学習による取得画像の処理ができ、実用にむけたアルゴリズム構築ができる  
環境保全や生態系保全の文化的な価値を理解し、その社会的意義を学ぶ

## 福知山公立大学大学院 地域情報学研究科 時間割 (案)

	1限 (8:50-10:20)				2限 (10:30-12:00)				3限 (12:50-14:20)				4限 (14:30-16:00)				5限 (16:10-17:40)			
	期	授業科目	年次	教員名	期	授業科目	年次	教員名	期	授業科目	年次	教員名	期	授業科目	年次	教員名	期	授業科目	年次	教員名
月	前				前	感性情報データ処理特論	1・2	崔	前				前	IoTシステムハードウェア	1・2	衣川	前			
	後	環境情報技術特論	1・2	池野	後				後	医用画像解析特論	1・2	松山	後					後		
火	前	ベンチャー・アントレプレナーシップ論	1・2	亀井	前				前	サービスエンジニアリング特論	1・2	山本	前				前	ハイブリッドダイナミカルシステム	1・2	森
	後				後				後	時系列メディア論	1・2	橋田	後	経営学特論	1・2	鄭	後			
水	前				前				前	地域情報学特別講義Ⅰ	1・2		前				前			
	後				後	国際文化論	1・2	渋谷	後	地域情報学特別講義Ⅱ	1・2		後	集積システム設計特論	1・2	畠中理	後			
木	前	実践的社会調査法	1・2	大門	前	公共ガバナンス論	1・2	井上	前	離散数学特論	1・2	渡邊	前				前			
	後	実証的ソフトウェア工学	1・2	眞鍋	後				後	応用解析学特論	1・2	前田	後	計算知能特論	1・2	畠中利	後			
金	前				前	人間情報技術特論	1・2	倉本	前				前				前			
	後				後	地域医療情報システム論	1・2	岡本	後	マルチモーダルインタラクション特論	1・2	黄	後	地域福祉政策論	1・2	川島	後			

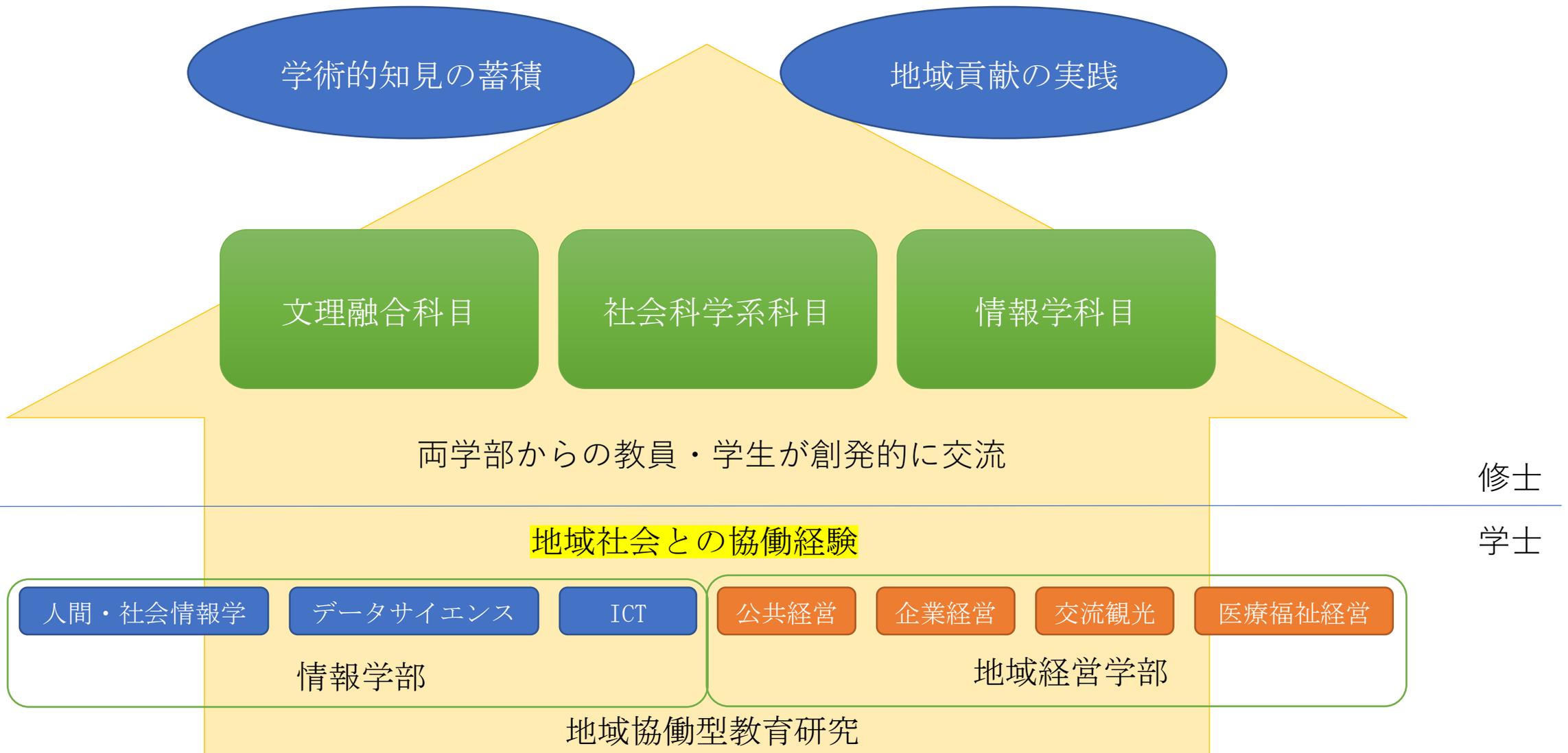
## ◆プロジェクト・演習科目 (開講時限・授業教室・実施方法は各教員の指示に従ってください)

期	授業科目	年次	教員名
前	地域情報プロジェクト演習Ⅰ	1	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田
後	地域情報プロジェクト演習Ⅱ	1	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田
前	地域情報学特別研究Ⅰ	2	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田
後	地域情報学特別研究Ⅱ	2	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田
前	地域情報プロジェクト実践Ⅰ	2	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田
後	地域情報プロジェクト実践Ⅱ	2	池野・松山・倉本・黄・畠中利・森・畠中理・崔・衣川・渡邊・眞鍋・前田・渋谷・鄭・川島・岡本・亀井・山本・橋田

## ◆集中講義

期	授業科目	年次	教員名
集中	インターンシップ	1・2	倉本

# 基礎となる学部との関係図



## 福知山公立大学大学院地域情報学研究科担当教員資格基準（案）

## （研究指導教員）

第1条 研究指導教員（修士課程）の資格は、専任の教授又は准教授であり、次に掲げる各号のいずれにも該当し、かつ、人格、識見ともに優れている者とする。

- (1) 原則として、博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有すること。
- (2) 研究の指導、授業及び教育上の能力に優れていること。
- (3) それぞれの専門分野における業績が顕著であり、公刊された著書又は学術雑誌等の論文、報告等により学界に著しく貢献していると判断されること。

## （研究指導補助教員）

第2条 研究指導補助教員（修士課程）の資格は、専任の教授、准教授、講師又は助教であり、次に掲げる各号のいずれにも該当し、かつ、人格、識見ともに優れている者とする。

- (1) 原則として、博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有すること。
- (2) 研究の指導、授業及び教育上の能力に優れていること。
- (3) それぞれの専門分野における業績を有し、公刊された著書又は学術雑誌等の論文、報告等により学界に貢献していると判断されること。

## （授業担当教員）

第3条 授業担当教員（修士課程）の資格は、専任の教授、准教授、講師又は助教であり、次に掲げる各号のいずれにも該当し、かつ、人格、識見ともに優れている者とする。

- (1) 原則として、博士の学位を有すること。
- (2) 担当する授業科目について、授業担当教員としての知識と教育上の識見及び能力を有すると判断されること。

## （本学の教員以外の者）

第4条 本学の教授、准教授及び講師でない者から地域情報学研究科（修士課程）の研究指導教員、研究指導補助教員および授業担当教員を選考する場合は、前条に準ずる。

## （研究指導教員、研究指導教員及び授業担当教員の選考）

第5条 研究指導教員、研究指導教員及び授業担当教員の選考については、研究科委員会の議のうえ、学長が決定し、理事長が任命する。

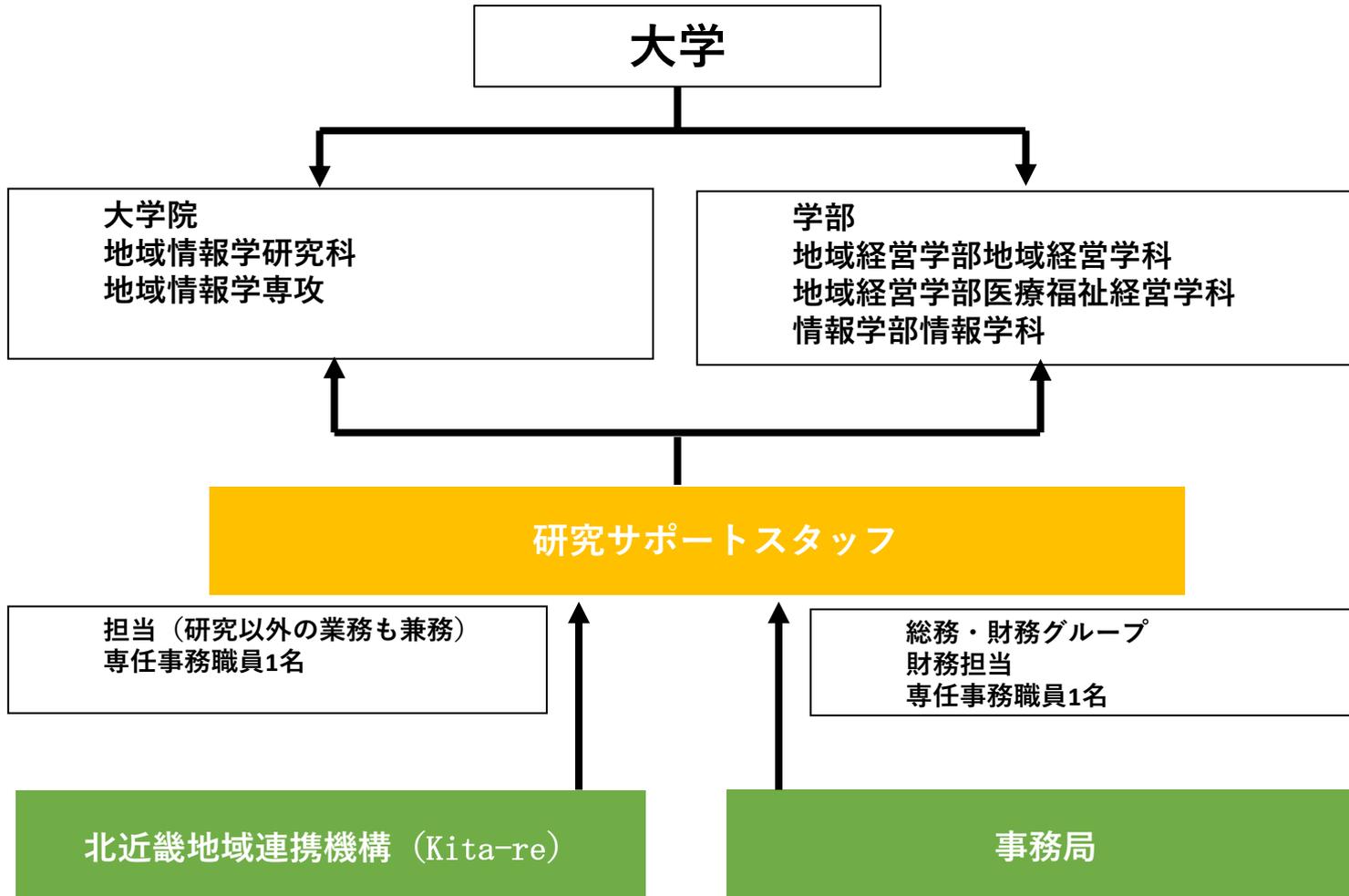
## （改廃）

第6条 この基準の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

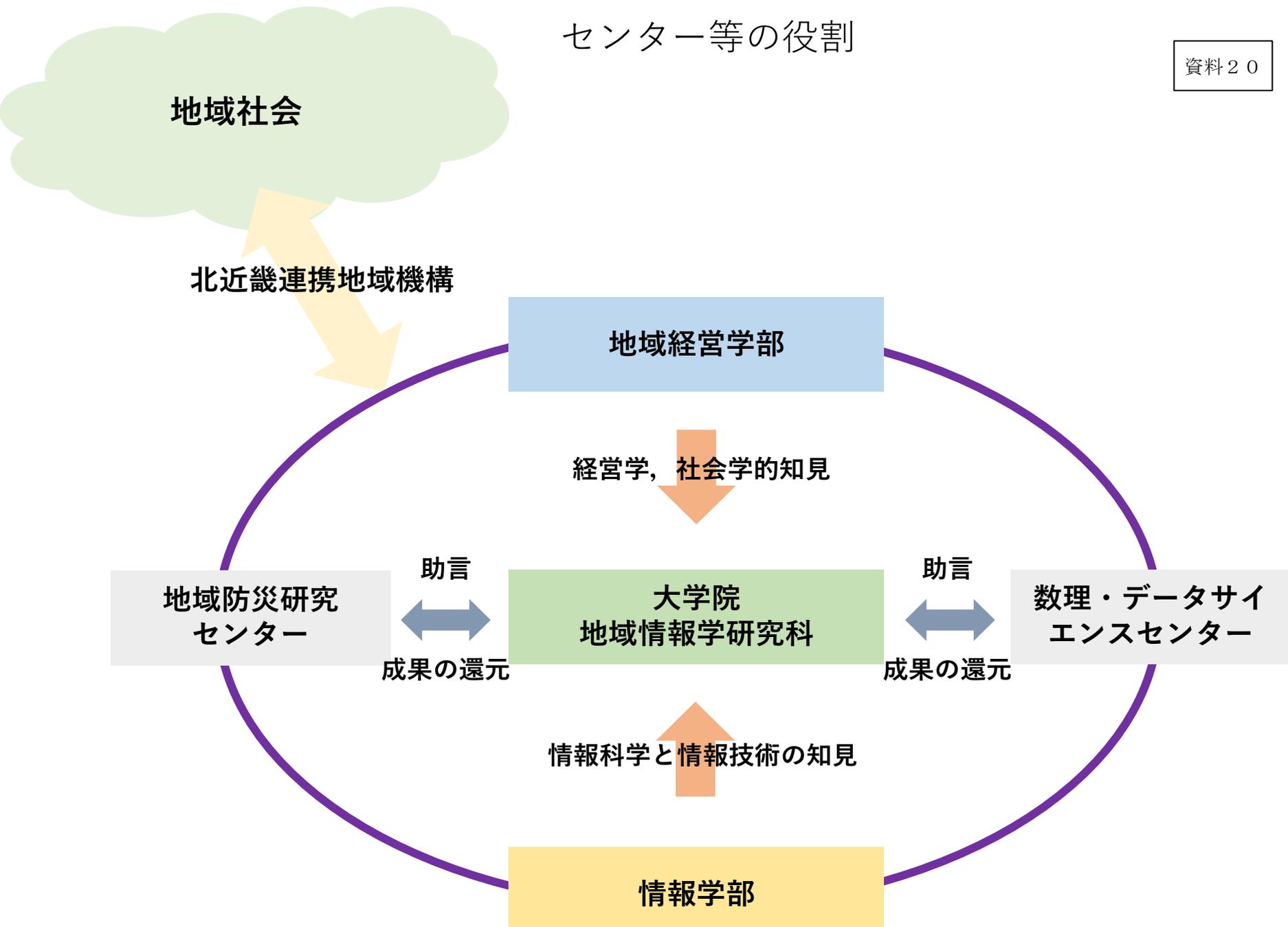
附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

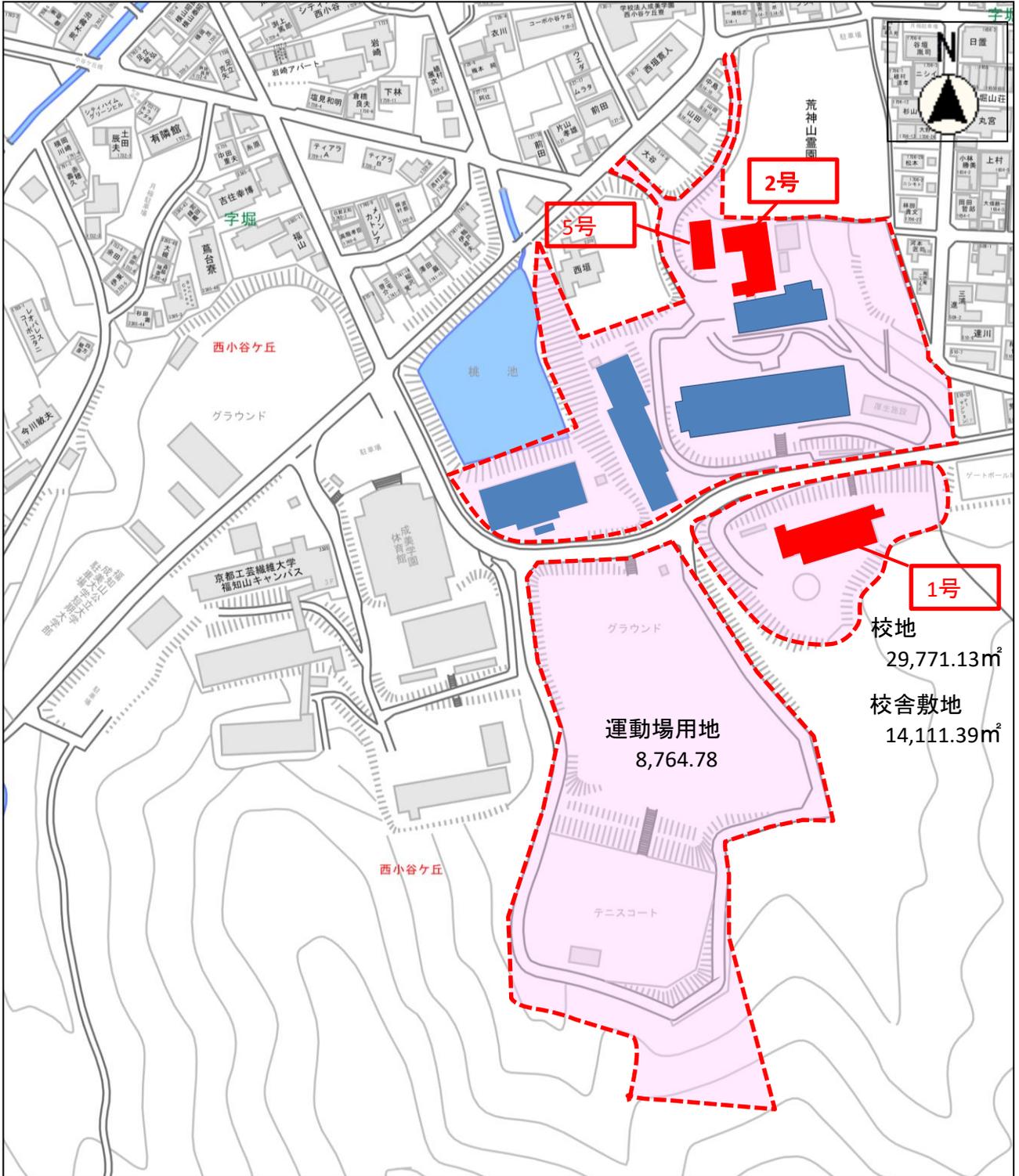
# 福知山公立大学における研究サポート体制図 (案)



# センター等の役割



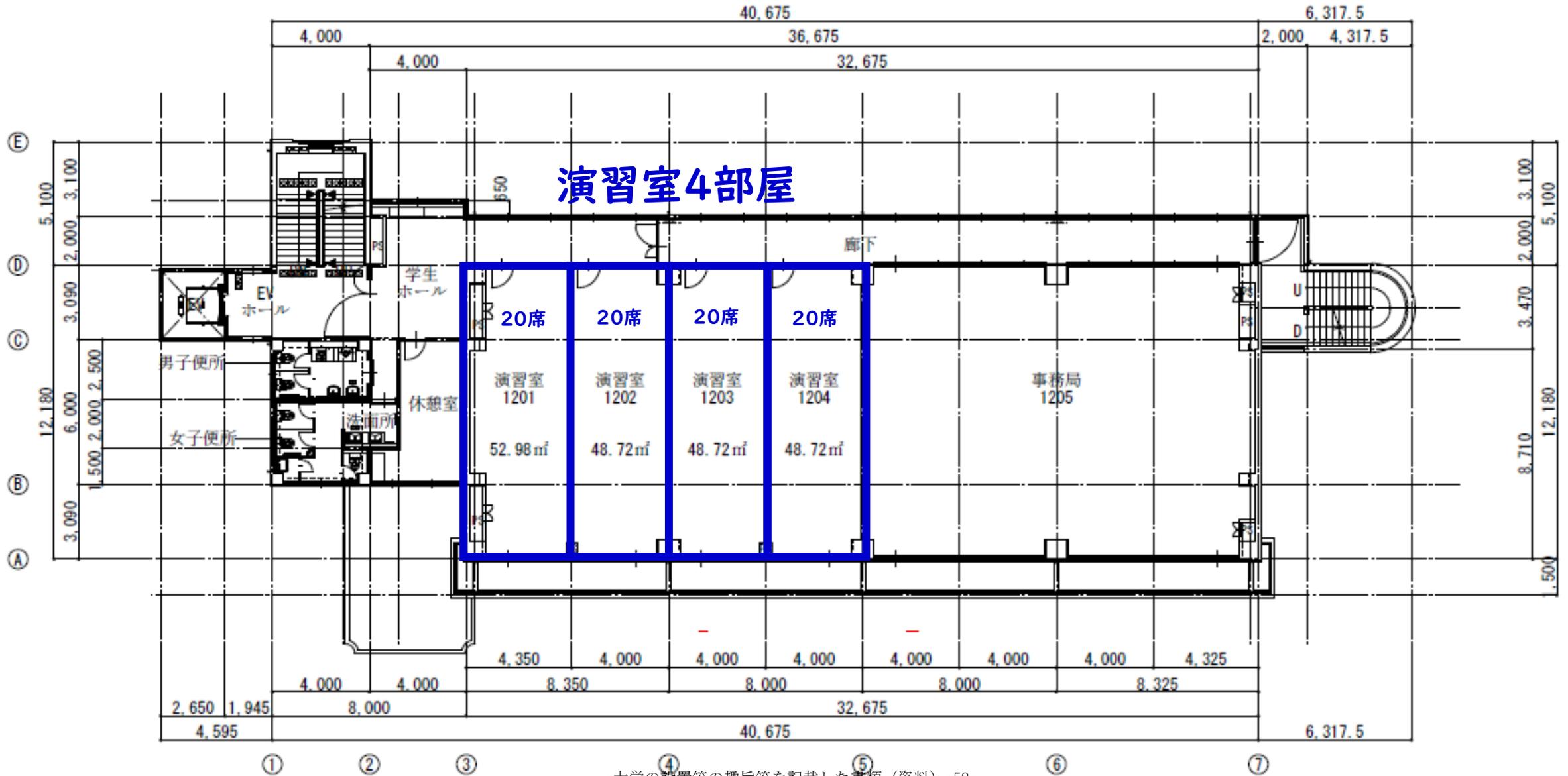
# 校地校舎等の図面



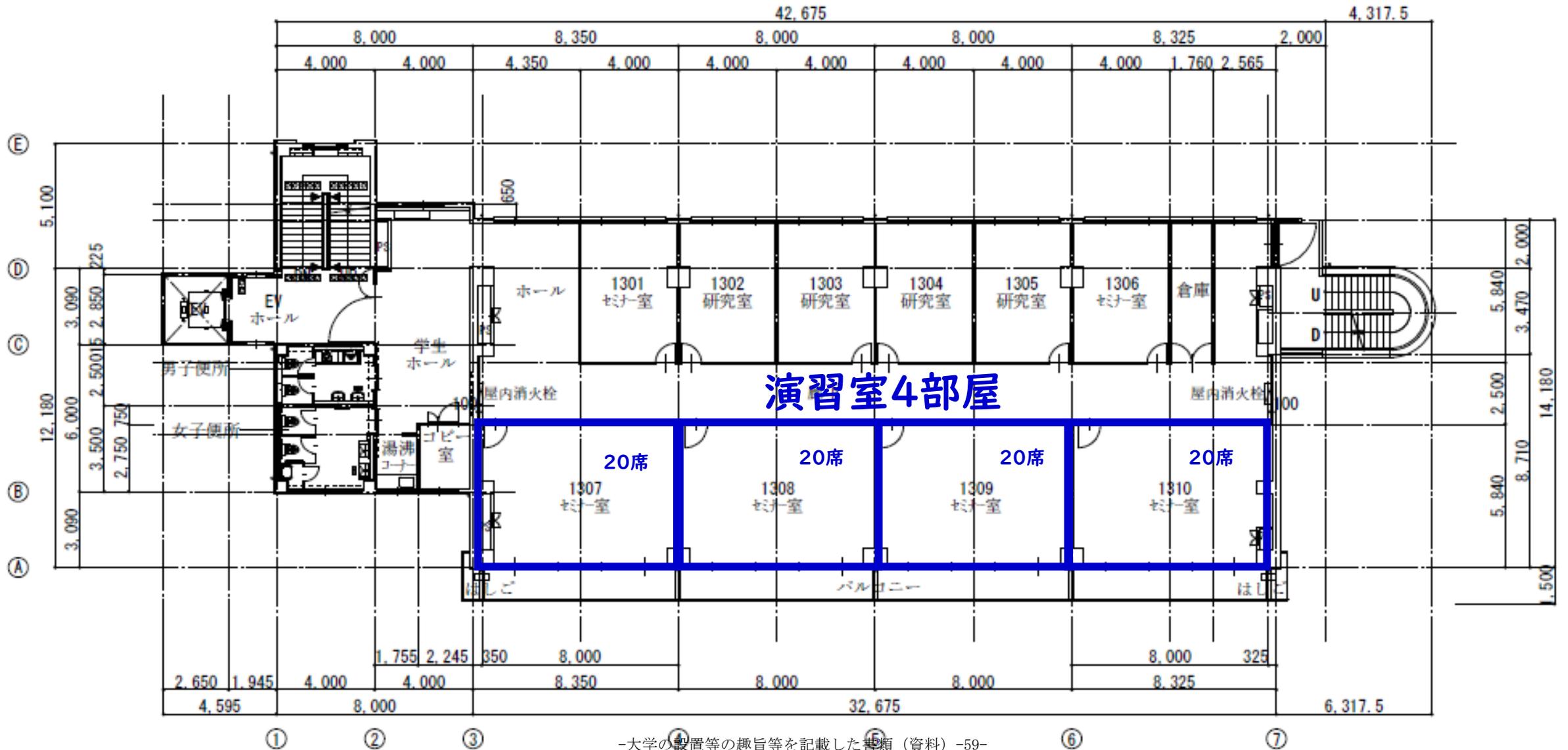
- 福知山公立大学
- 校舎
- 整備した校舎

縮尺 1:2500

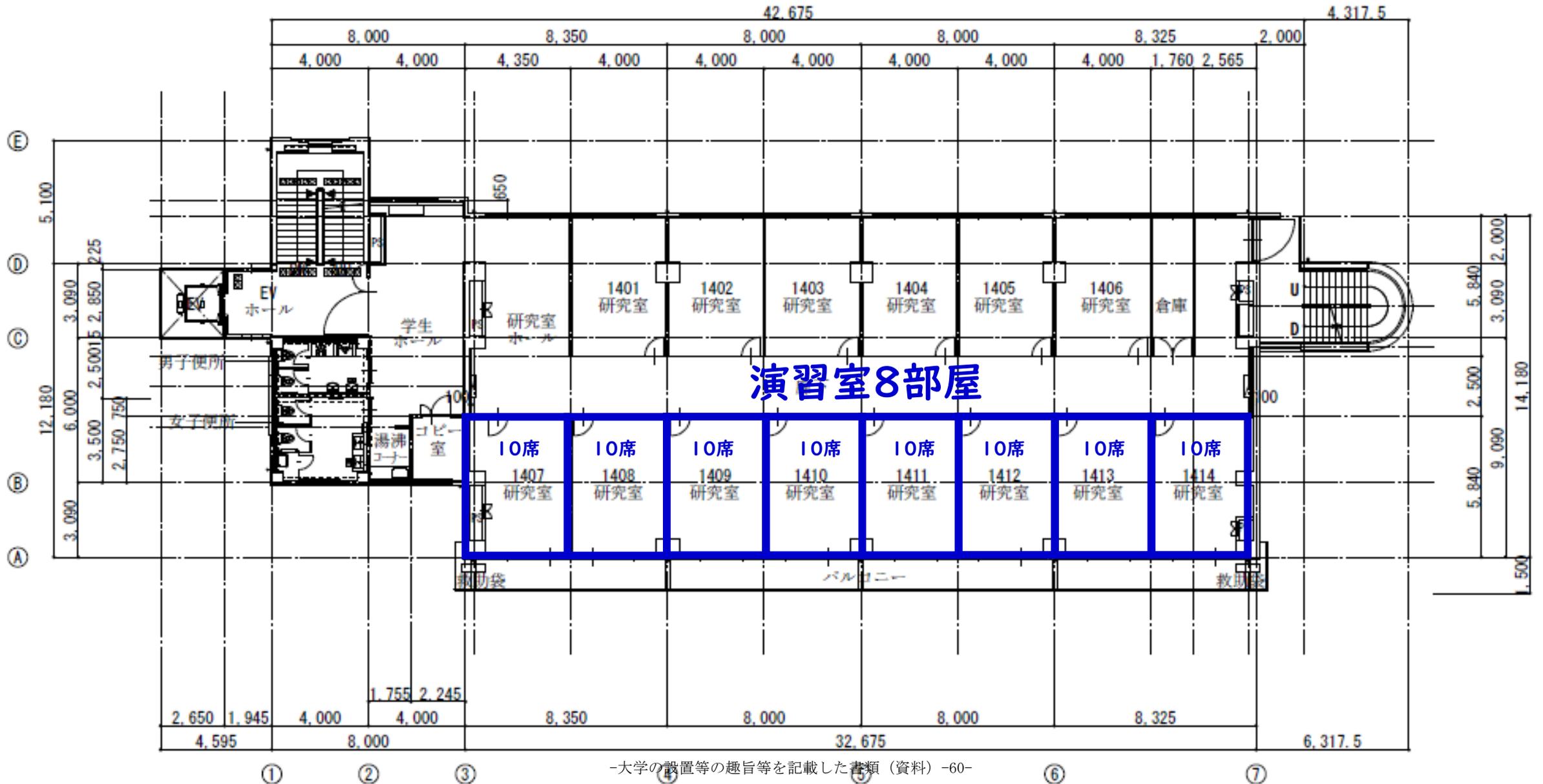
# 1号館2階



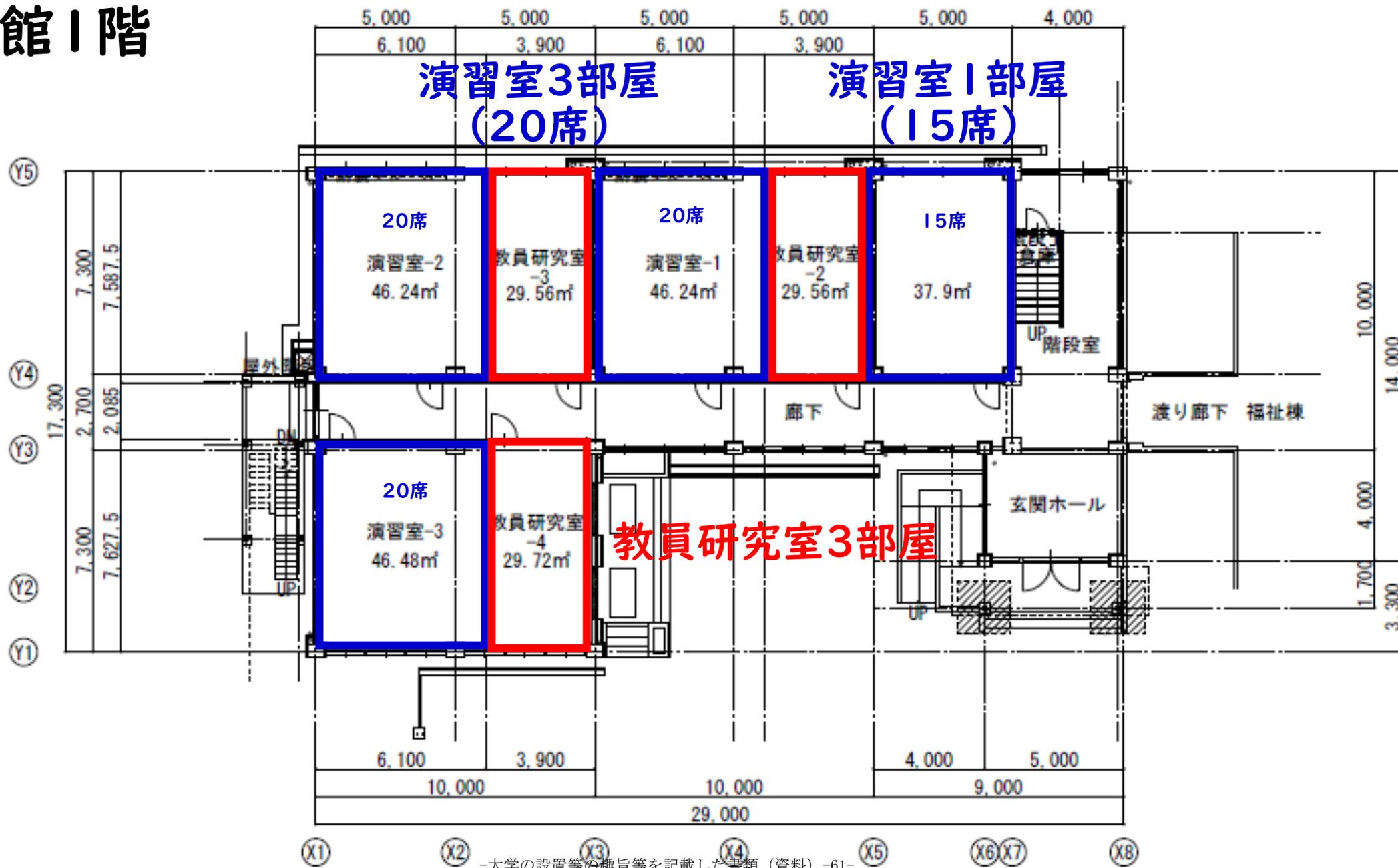
# 1号館3階



# 1号館4階

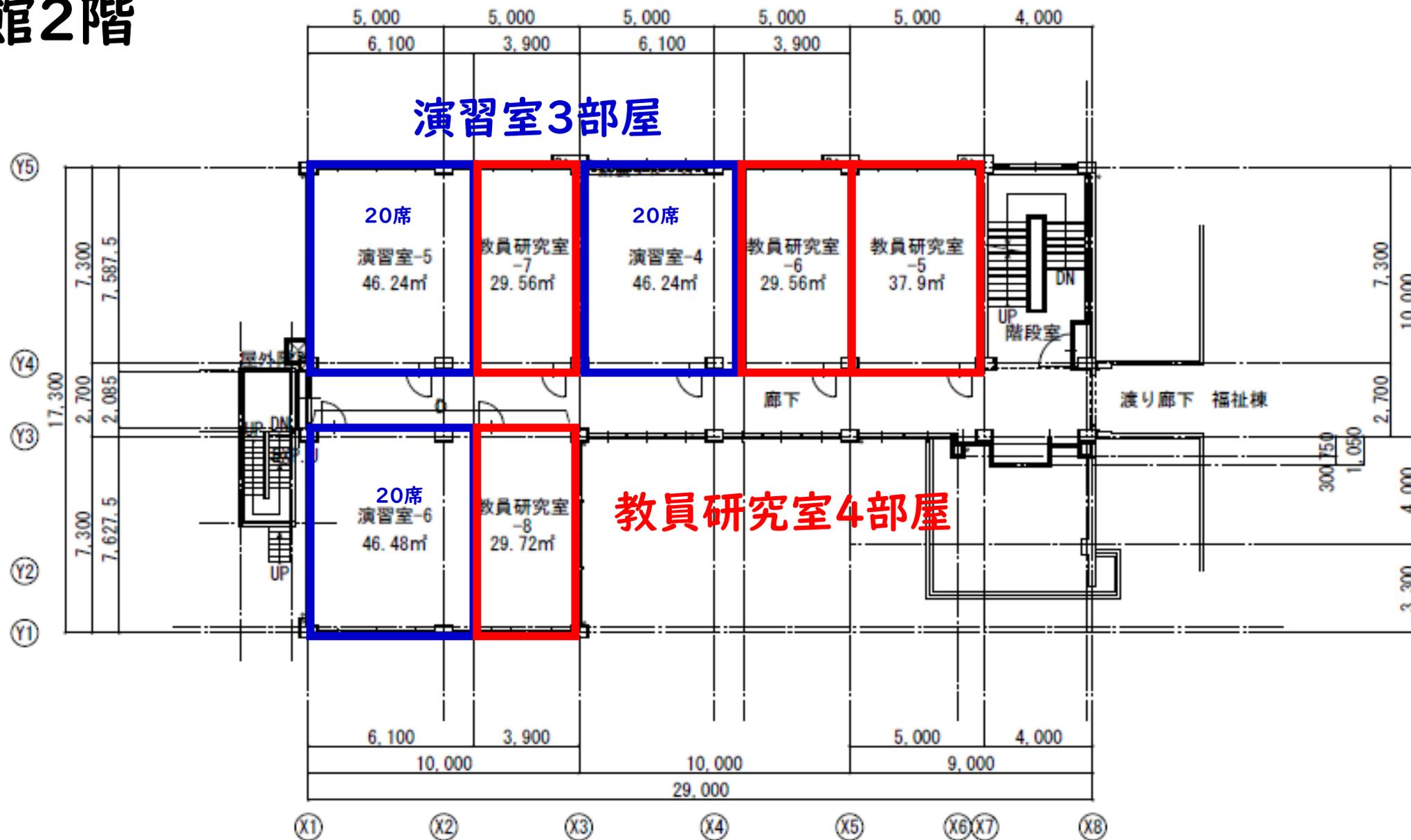


# 2号館1階



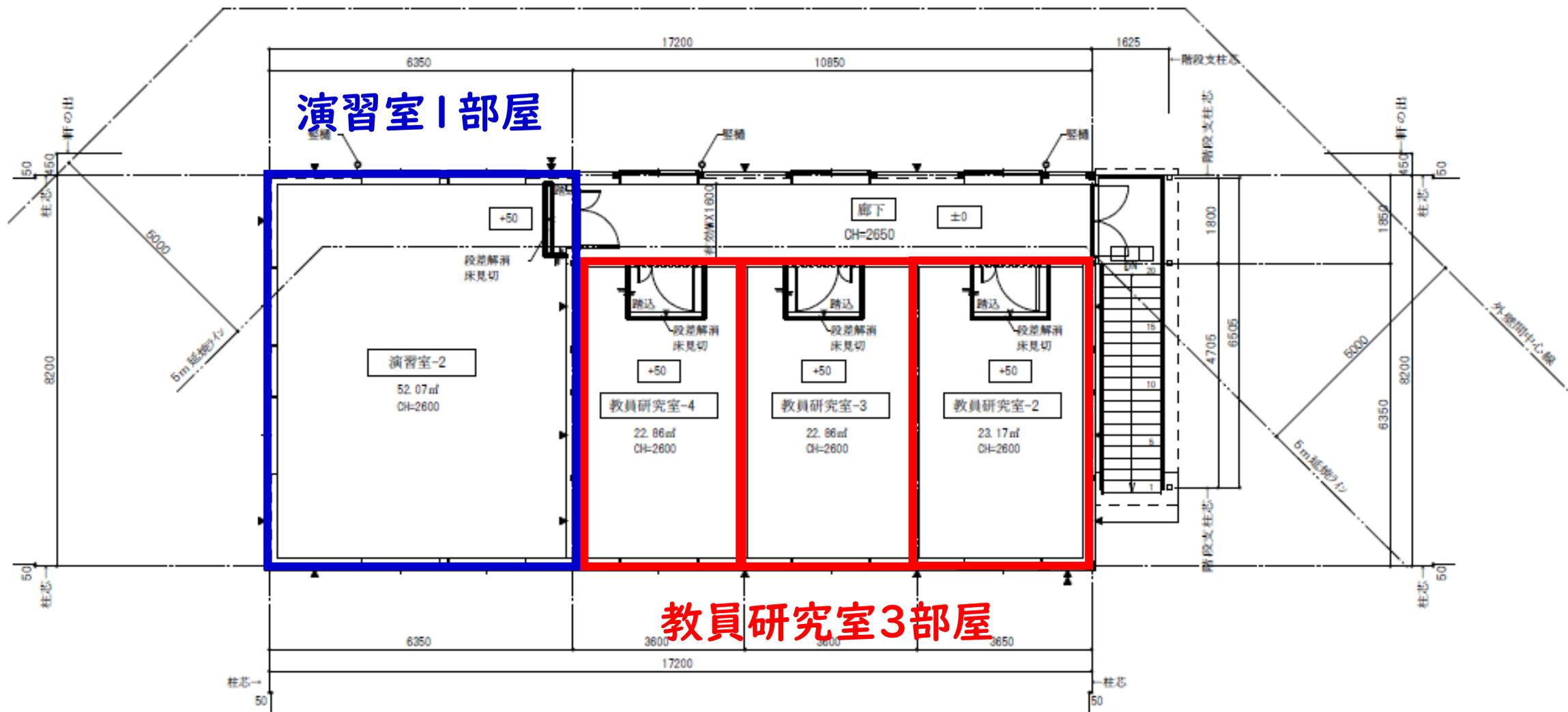
**教員研究室3部屋**

# 2号館2階





# 5号館2階



## 公立大学法人福知山公立大学組織規程（案）

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）及び福知山公立大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する福知山公立大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定める。

## 第2章 法人の組織

## （理事長選考会議）

第2条 定款第10条第2項に規定する学長となる理事長を選考するために、法人に設置する機関として、理事長選考会議を置く。

2 理事長の選考に必要な事項は、定款第10条第4項から第7項に定める事項のほか、理事長選考会議が定める。

## （理事会）

第3条 定款第2章第2節に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## （経営審議会）

第4条 定款第3第1節に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## （教育研究審議会）

第5条 定款第3章第2節に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## （役員）

第6条 定款第2章第1節に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は別に定める。

## 第3章 職員

## （職員）

第7条 大学に教員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教とし、その職務は、別表1のとおりとする。

3 前項の職のほか、所要の職を置くことができる。

4 前2項に規定する職の選任に関する事項は、別に定める。

## 第4章 大学の組織

## 第1節 学長、副学長

## （学長）

第8条 大学に、定款に定めるところにより学長を置く。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長は、教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは教育研究審議会の審議を経なければならない。

4 学長の下に大学に係る重要な事項を審議する機関として、執行会議を置く。

5 執行会議に関し必要な事項は別に定める。

（副学長）

第9条 大学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長の職務を助け、学長の命を受け、大学の教育及び研究に関する業務を統括する。

第2節 教授会

（教授会）

第10条 大学の学部に教授会を置く。

2 教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第3節 研究科委員会

（研究科委員会）

第11条 大学の大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第4節 附属機関及び附属施設

（附属機関及び附属施設）

第12条 大学に附属機関及び附属施設を置く。

2 附属機関として、北近畿地域連携機構、メディアセンター、地域防災研究センター、国際センター及び数理・データサイエンスセンターを設置し、それぞれセンター長（北近畿地域連携機構にあつては、機構長）を置く。

3 附属施設として、まちかどキャンパスを設置する。

4 前2項の附属機関及び附属施設に関し必要な事項は別に定める。

第5節 学部

（設置）

第13条 大学に次の学部を置く。

（1）地域経営学部

（2）情報学部

2 地域経営学部には、地域経営学科及び医療福祉経営学科を置く。

3 情報学部には、情報学科を置く。

（学部長）

第14条 学部に学部長を置く。

2 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務を所掌する。

(学科長)

第15条 学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、学部長の命を受け、学科に関する校務を所掌する。
- 3 学科に学科会議を置く。

第6節 大学院

(設置)

第16条 大学に大学院地域情報学研究科修士課程を置く。

- 2 地域情報学研究科には、地域情報学専攻を置く。

(研究科長)

第17条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長の命を受け、研究科に関する校務を所掌する。

(専攻長)

第18条 専攻に専攻長を置くことができる。

- 2 専攻長は、研究科長の命を受け、専攻に関する校務を所掌する。
- 3 専攻に専攻会議を置く。

第7節 委員会

(委員会)

第19条 大学運営を機能的、効率的に推進するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第8節 事務局の組織

(事務局)

第20条 大学の事務を行うため事務局組織を設置する。

- 2 大学の事務局は、法人事務局を兼ねる。
- 3 大学の事務局に別表2のとおりグループを置く。
- 4 各グループの事務分掌に関することは、別に定める。

(事務局長)

第21条 事務局に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、学長の命を受け、所管する事務を統括する。

(事務局次長)

第22条 事務局に事務局次長を置く。

- 2 事務局次長は、事務局長の命を受け、所管する事務を統括する。

(グループマネージャー)

第23条 事務局のグループに、グループマネージャーを置く。

- 2 グループマネージャーは、事務局次長の命を受けグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(アシスタントマネージャー)

第24条 事務局のグループに、アシスタントマネージャーを置く。

2 アシスタントマネージャーは、グループマネージャーを補佐し、担当の事務を掌理し、担当事務に従事する職員を指揮監督する。

(その他の職)

第25条 事務局に、第21条から第24条に規定する職のほか、必要に応じて所要の職を置くことができる。

第7節 役職の任命

(役職の任命)

第26条 役職の任命は、別表3の右欄に掲げる者のうちから理事長が命ずる。

2 前項の規定にかかわらず、職に命ずる者については、理事長が必要であると認めた場合は、別に定めることができる。

第5章 内部統制・監査

(内部統制・監査)

第27条 理事長のもとに、内部統制・監査室を置く。

2 内部統制・監査室に関し必要な事項は別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

職	職 務
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

別表2（第20条関係）

グループ名	担当業務
企画・地域連携グループ	企画戦略・広報・秘書
	地域連携
総務・財務グループ	総務・人事・施設
	財務・研究支援
学務・学生支援グループ	入試広報
	学務
	学生・キャリアサポート

別表3（第26条関係）

組織	役職名	左記の職に命ずる者
大学	副学長	理事
大学	学部長	教員
大学	学科長	教員
大学	研究科長	教員
大学	専攻長	教員
北近畿地域連携機構	北近畿地域連携機構長 北近畿地域連携機構運営委員 員長	副学長
メディアセンター	メディアセンター長 メディアセンター運営委員 長兼ねる	教員
地域防災研究センター	地域防災研究センター長 地域防災研究センター運営委員 長兼ねる	教員
国際センター	国際センター長 国際センター運営委員長兼 ねる	教員
数理・データサイエンスセンター	数理・データサイエンスセンター長 数理・データサイエンスセンター 運営委員長兼ねる	教員
事務局	事務局長	職員
事務局	事務局次長	職員
事務局	グループマネージャー	職員
事務局	アシスタントマネージャー	職員

## 公立大学法人福知山公立大学定款

## 目 次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員等
  - 第1節 役員（第8条—第13条）
  - 第2節 理事会（第14条—第16条）
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第17条—第19条）
  - 第2節 教育研究審議会（第20条—第22条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）
- 第5章 資本金等（第25条・第26条）
- 第6章 雑則（第27条）
- 附 則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この公立大学法人は、教育のまち福知山における「学びの拠点」として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域の持続可能な地域社会の形成と地方創生に寄与することを目的とする。

## （名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）とする。

## （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、福知山公立大学（以下「公立大学」という。）を福知山市字堀3370番地に設置する。

## （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、福知山市とする。

## （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を福知山市字堀3370番地に置く。

## （法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、福知山市公告掲示板及び法人の事務所の掲示場への掲示並びに福知山市公報への掲載及びインターネットの利用により行う。

## 第2章 役員等

### 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第14条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはあらかじめ理事長が指定した順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、福知山市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を福知山市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類

(2) その他福知山市の規則で定める書類

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出により、市長が行う。

2 理事長は、公立大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。

3 学長となる理事長を選考するため、法人に理事長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

4 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる委員各3人をもって充てる。

(1) 第17条第2項第2号から第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第20条第2項第3号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定

する教育研究審議会において選出された者

- 5 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 第4項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命等)

第11条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

第12条 監事は、市長が任命する。

(任期)

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第11条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 5 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって組織する。

(招集及び議事)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員のうち2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 学則、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 公立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 人事の方針に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

（設置及び構成）

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 理事長が指名する職員
- (4) 法人の役員又は職員でない者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者

3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第2号までに掲げる委員の任期については、当該職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があつたときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(審議事項)

第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 公立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数管理その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第20条 公立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員14人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 学部、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が指名する者
- (4) 理事長が指名する職員
- (5) 法人の役員又は職員でない者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が指名する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第2号までに掲げる委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第21条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、公立大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、公立大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、公立大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事に関する事項のうち、人事の方針及び基準に関するもの（第19条第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他公立大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第23条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 公立大学における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第24条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

(資本金)

第25条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を福知山市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福知山市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第26条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を福知山市に帰属させる。

#### 第6章 雑則

(規程への委任)

第27条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める規程による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 第10条第1項の規定に関わらず、法人の成立後最初の理事長の任命は、法人の申出に基づくことを要しないものとし、市長が行う。
- 3 法人が設置する公立大学の成立後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

#### 附 則

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、京都府知事の認可があった日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、京都府知事の認可があった日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この定款の変更による変更後の公立大学法人福知山公立大学定款第13条の規定は、令和2年4月1日以後の任期について適用し、同日前の任期については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、京都府知事の認可があった日から施行する。

#### 別表第1 (第25条関係)

資産の種 別	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3	学校敷地	4 7 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 4	学校敷地	9 8 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 6	学校敷地	3, 4 1 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 2 7	学校用地	7 1 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 2 8	学校敷地	5 4 5 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 2 9	学校敷地	1 5 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 0	学校敷地	4 6 5 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 2	学校敷地	3 6 0 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 4	学校敷地	1, 0 3 9 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 5	学校敷地	1, 3 2 2 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 7	学校用地	1 6 4 . 0 0

土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 3 8	学校用地	3 5 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 4 6	学校敷地	2 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 5 5	学校用地	2 7 0 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 5 6	学校敷地	9 0 1 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 堀山 5 1 4 番 2	学校用地	5 4 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 8	学校用地	5 , 2 3 5 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 1	学校用地	9 1 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 2	学校用地	4 5 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 3	学校敷地	6 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 8	用悪水路	2 . 7 4
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 9	学校用地	6 . 6 9
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 2	学校用地	6 3 8 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 1 0	学校用地	1 0 9 . 0 0

土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 4 8	学校敷地	1 5 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 3 9	学校用地	1 6 . 0 0
土地	福知山市字天田小 字武者ヶ谷 1 2 6 番 2	学校用地	7 4 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 1 2	雑種地	1 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 1 3	雑種地	4 0 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 1 4	雑種地	2 9 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 1	原野	8 1 8 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 3	原野	1 7 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 4	用悪水路	1 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 5 番 1 1	雑種地	3 2 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 6 番 1	原野	1, 5 9 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 6 番 2	山林	6 5 6 . 0 0

土地	福知山市字堀小字 西山1746番5	山林	109.00
土地	福知山市字堀小字 西山1746番6	雑種地	26.00
土地	福知山市字堀小字 西山1746番7	雑種地	72.00
土地	福知山市字堀小字 西山1746番8	雑種地	6.70
土地	福知山市字堀小字 西山1746番9	雑種地	0.01
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番1	原野	9.91
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番5	原野	9.91
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番6	原野	9.91
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番7	原野	9.91
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番28	原野	36.00
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番29	原野	36.00
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷3384 番35	原野	138.00

土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 4 1	原野	1 8 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 4 9	原野	2 3 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 7 8	原野	3 2 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 7 9	雑種地	4 3 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 武者ヶ谷 3 3 8 4 番 8 0	原野	2 9 0 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 1 1	原野	3 4 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 1 2	原野	1 4 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 5 2	原野	9 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 5 4	雑種地	2 1 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 9 0 番 3	学校敷地	7 4 7 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 9 0 番 2	学校敷地	8 1 0 . 0 0

土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 9 0 番 8	学校敷地	1 8 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 9 0 番 9	養水池	7 7 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 堀山 5 1 6 番 2	学校用地	1 4 6 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 堀山 5 1 5 番	学校敷地	1 , 1 1 4 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 4	学校敷地	5 9 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 西山 1 7 4 2 番 6	学校用地	2 1 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 5	学校用地	1 , 1 1 3 . 0 0
土地	福知山市字堀小字 小谷 3 3 7 0 番 9	学校敷地	9 3 7 . 0 0

別表第 2 (第 2 5 条関係)

資産の 種 別	所在地	名称	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )
建物	福知山市字堀 小字小谷 3 3 7 0 番 8 外	1 号館	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 5 階建	2 , 3 6 2 . 6 5
建物	福知山市字堀 小字小谷 3 3 7 0 番 6 外	2 号館	鉄骨鉄筋コン クリート造陸 屋根 3 階建	1 , 1 0 9 . 2 4
		厚生棟 (令和 3 年 2 月除却)	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建	4 8 0 . 0 0

		警備員室 (令和3年2 月除却)	木造瓦葺平家 建	162.06
建物	福知山市字堀 小字小谷33 70番34 外	4号館	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根地 下1階付5階 建	6,471. 70
建物	福知山市字堀 小字小谷33 70番6 外	福祉棟	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根地 下1階付2階 建	1,123. 47
建物	福知山市字堀 小字小谷33 90番1 外	食堂	鉄骨造瓦葺平 家建	634.99
		食堂機械室	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	11.20
建物	福知山市字堀 小字小谷33 70番5 外	3号館	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺2 階建	1,756. 08
		ポンプ室	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	7.50

## 公立大学法人福知山公立大学教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第20条に規定する教育研究審議会に関し必要な事項を定める。

(任期)

第2条 定款第20条第2項第3号に掲げる委員の任期は、当該職にある期間とする。

(招集)

第3条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、教育研究審議会を招集する際に議案を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第4条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を行う。

(審議事項)

第5条 教育研究審議会は、定款第22条に掲げる事項のほか、学長が必要と認める事項を審議する。

2 教育研究審議会の議案は、議長が提出する。

(委員以外の者の出席)

第6条 定款第20条第2項第3号に掲げる委員が特段の事由により教育研究審議会に出席できない場合は、議長の許可を得て、代理人を出席させることができる。

2 前項により出席する代理の委員は、議決に加わることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に教育研究審議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前項の規定により教育研究審議会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第7条 教育研究審議会の議事については、審議等の経過、結果及び出席委員の氏名を記録した議事録を作成し、保存しなければならない。

(専門委員会)

第8条 教育研究審議会に、専門の事項を調査、審議又は実施させるために専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 教育研究審議会に関する事務は、事務局企画・地域連携グループにおいて行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

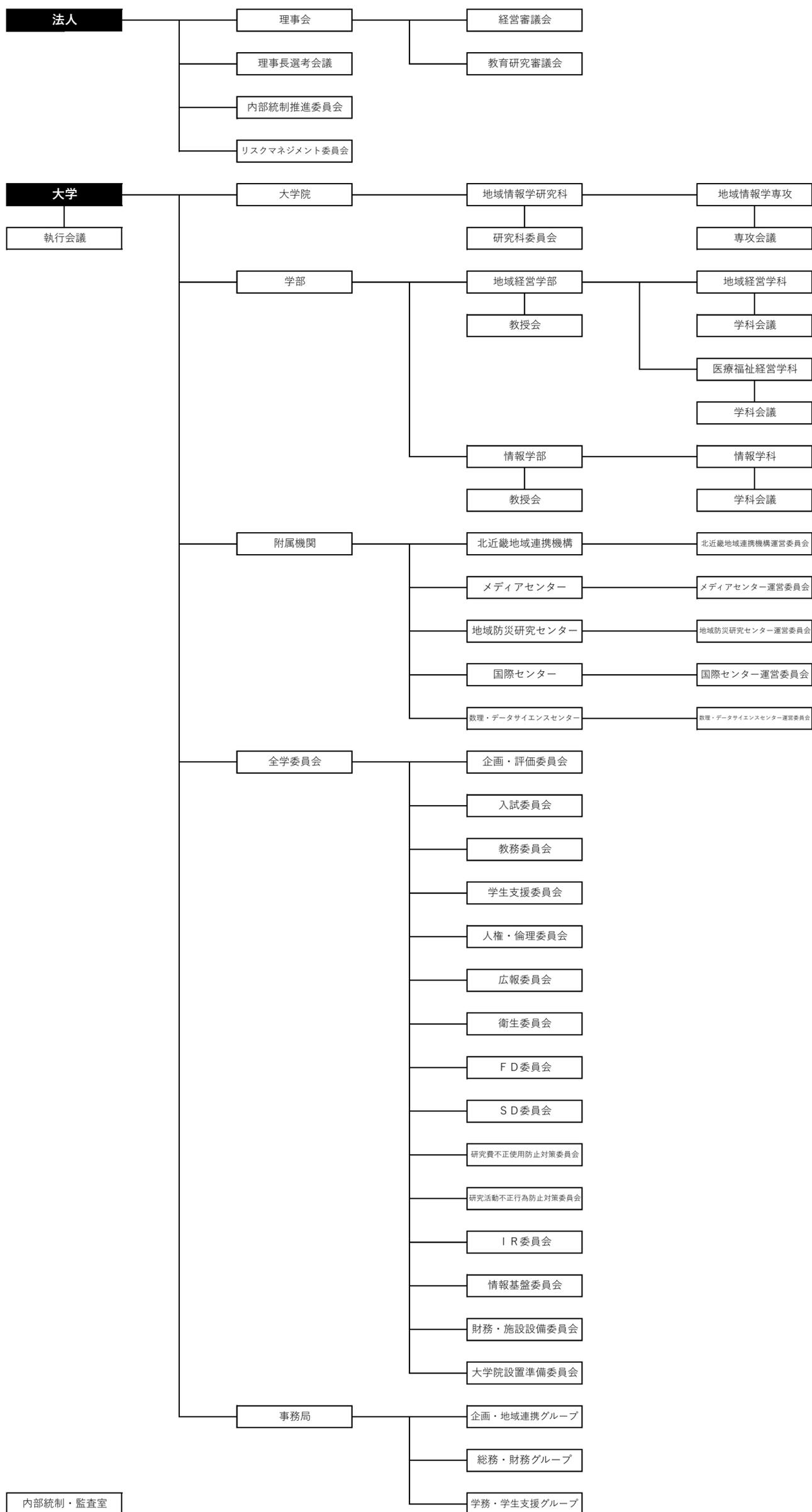
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月20日から施行する。

公立大学法人福知山公立大学 組織図 (案)

資料 2 6



## 福知山公立大学企画・評価委員会規程（案）

## （設置）

第1条 福知山公立大学に、福知山公立大学企画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （構成）

第2条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を掌理する。

3 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（1）学長が指名する副学長

（2）学部長

（3）研究科長

（4）リスクマネジメント委員会、入試委員会、教務委員会、学生支援委員会、広報委員会、衛生委員会、人権・倫理委員会、FD委員会、SD委員会、研究費不正使用防止対策委員会、研究活動不正行為防止対策委員会、IR委員会、情報基盤委員会、財務・施設設備委員会の委員長及び附属機関の運営委員長

（5）事務局長

（6）前各号のほか、学長が必要と認める者

4 学長は、前項第5号の任命にあたり、あらかじめ教授会の議を経なければならない。

## （任期）

第3条 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員長又は委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## （所掌事項）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）将来構想に関すること。

（2）中期計画に関すること。

（3）年度計画に関すること。

（4）組織の設置及び再編等に関すること。

（5）自己点検・評価に係る基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関すること。

（6）自己点検・評価の実施及び内部質保証の体制に関すること。

（7）各組織の自己点検・評価の総括並びに改善の指示及び助言に関すること。

（8）自己点検・評価結果の公表に関すること。

(9) 学校教育法に定める認証評価に係る事項に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた事項  
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。

3 議長は、委員会を主宰する。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委員の総数が2人の場合は、委員全員の出席がなければ開くことができないものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務代行)

第6条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第7条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会が行う第4条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により会議に出席した委員以外の者は、決議に加わる権利を有しない。

(議事概要)

第9条 会議の議事については、概要を記録し、保存しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局企画・地域連携グループにおいて処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、福知山公立大学将来計画策定委員会規程及び公立大学法人福知山公立大学自己点検・評価委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 公立大学法人福知山公立大学評価委員会について

### 1 設置目的

福知山市は、公立大学法人福知山公立大学が適正かつ健全に業務運営することを目的として、地方独立行政法人法第 11 条に基づき、経営または教育研究に関し学識経験を有する者により、専門的、客観的、中立的、公平的に業務実績評価等を行う第三者機関である「公立大学法人福知山公立大学評価委員会」を設置しています。

評価委員会では、中期目標・中期計画、年度毎の業務実績評価などについての意見や助言・提言を求めます。なお、委員会はどなたでも傍聴いただけます。

### 2 委員

経営または教育研究に関し学識経験を有する 5 名の委員で構成

氏名	職名等	備考
青山公三 (あおやまこうぞう)	京都府立大学名誉教授	
大久保正明 (おおくぼまさあき)	大阪公立大学 事務局次長	
菊田学美 (きくたまなみ)	社会保険労務士・行政書士・ 菊田学美事務所 所長	
藤原健 (ふじわらたけし)	税理士法人藤原事務所 代表社員	
山口剛 (やまぐちつよし)	学校法人淑徳学林 理事長	

### 3 開催状況

令和 4 年度	(4 回開催)
令和 3 年度	(5 回開催)
令和 2 年度	(3 回開催)
令和元年度	(4 回開催)
平成 30 年度	(4 回開催)
平成 29 年度	(3 回開催)
平成 28 年度	(3 回開催)
平成 27 年度	(2 回開催)

### 4 公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 28 年度より令和 3 年度及び中期目標期間（第 1 期終了時）までを市のホームページ（<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/4/2421.html>）に掲載

#### 5 公立大学法人福知山公立大学中期目標

第 1 期公立大学法人福知山公立大学中期目標（平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日） 後掲

第 2 期公立大学法人福知山公立大学中期目標（令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日） 後掲

#### 6 公立大学法人福知山公立大学中期計画・年度計画

中期計画と年度計画については、以下の公立大学法人福知山公立大学ホームページにおいて公開している。

<https://www.fukuchiyama.ac.jp/about/information/information11/>

## 公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例

平成 27 年 9 月 28 日

条例第 4 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 11 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織等)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (特別委員)

第 3 条 委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年福知山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(委員の任期の特例)

4 第2条第3項本文の規定にかかわらず、令和4年1月31日を終期とする委員の任期については、その終期を令和4年3月31日とする。

附 則(令和3年12月21日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

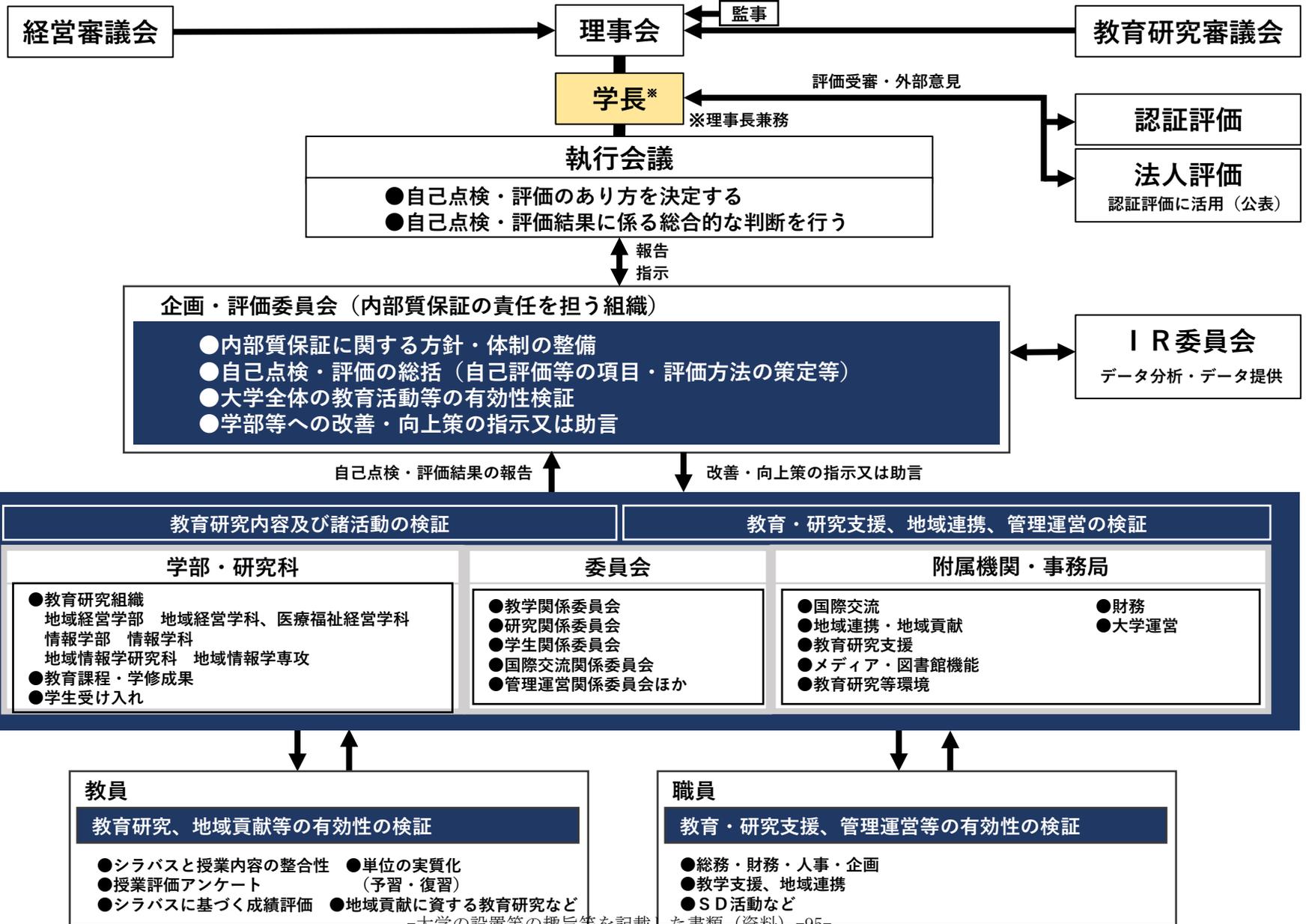
# 福知山公立大学における内部質保証体制図（案）

資料30

全学

学部・研究科・委員会等

教職員



## 福知山公立大学FD委員会規程（案）

## （設置）

第1条 福知山公立大学に、福知山公立大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （構成）

第2条 委員会に委員長を置き、教授会の議を経て学長が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を掌理する。

3 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（1）委員長

（2）教員（福知山公立大学学則第8条第1項に定める専任の教授、准教授、講師及び助教をいう。）の中から学長が任命する1人以上の者

（3）前2号のほか、学長が必要と認める者

4 学長は、前項第2号及び第3号の任命にあたり、あらかじめ教授会の議を経なければならない。

5 委員には、各学部及び研究の教員を1人以上含めなければならない。ただし、特別な事情があると学長が認める場合はこの限りでない。

## （任期）

第3条 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員長又は委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## （所掌事項）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）FD活動の計画立案に関すること。

（2）FD活動の実施計画の立案に関すること。

（3）FD活動の評価に関すること。

（4）FD活動に関する情報の収集と提供に関すること。

## （会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。

3 議長は、委員会を主宰する。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委員の総数が2人の場合は、委員全員の出席がなければ開くことができないものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務代行)

第6条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第7条 委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会が行う第4条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により会議に出席した委員以外の者は、決議に加わる権利を有しない。

(議事概要)

第9条 会議の議事については、概要を記録し、保存しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局総務・財務グループにおいて処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 2021 年度 FD

日時	内容	参加者数
6月7日～ 7月2日	【地域・情報】 「研究倫理」に関するFD（ファカルティ・ディベロップメント）	39名
6月9日	【地域】 WebClass の使用方法について	6名 (職員2名 を含む)
9月22日	【地域・情報】 コロナ禍における学生のメンタルヘルスについて	42名 (職員12名を含む)
1月7日～ 2月2日	【地域・情報】 「情報セキュリティ」に関するFD（ファカルティ・ディベロップメント）	35名

## 2022 年度 FD

日時	内容	参加者数
5月27日～ 9月30日	【地域・情報】 「研究倫理」に関するFD（ファカルティ・ディベロップメント）	39名
9月21日 13:00～14:00	【地域・情報】 大江まちづくり住民協議会からの提言	29名

## 2021 年度前学期 学生による授業評価アンケート

- Q1. この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？ ※回答必須  
1. しっかり読んだ 2. 読んだ 3. どちらともいえない 4. あまり読まなかった  
5. まったく読まなかった
- Q2. この授業を履修した理由を下記から選んでください。 ※回答必須  
1. シラバスの内容で判断（到達目標・内容・評価等） 2. 科目名で判断 3. 担当教員で判断  
4. 時間割の都合で判断 5. その他
- Q3. あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？ ※回答必須  
1. 2時間以上 2. 1時間 30分程度 3. 1時間程度 4. 30分程度  
5. 0時間
- Q4. この授業の欠席回数は何回ですか？ ※回答必須  
1. 欠席なし 2. 1～2回欠席 3. 3～4回欠席 4. 5～6回欠席  
5. 7回以上欠席
- Q5. この授業に対して意欲的に取り組みましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q6. 教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q7. 授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていきましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q8. プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q9. 学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない

Q10. 教員の熱意や意欲が感じられましたか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q11. シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q12. あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか?  
※回答必須

1. とても達成できた
2. 達成できた
3. どちらともいえない
4. あまり達成できなかった
5. まったく達成できなかった

Q13. この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q14. この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。 ※回答必須

1. 5点
2. 4点
3. 3点
4. 2点
5. 1点

Q15. この授業の良かった点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)を記載して  
ください。 ※自由回答

Q16. この授業で改善してほしい点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の改善点を含む)があれば  
記載してください。 ※自由回答

2021年度 前学期 学生による授業評価アンケート

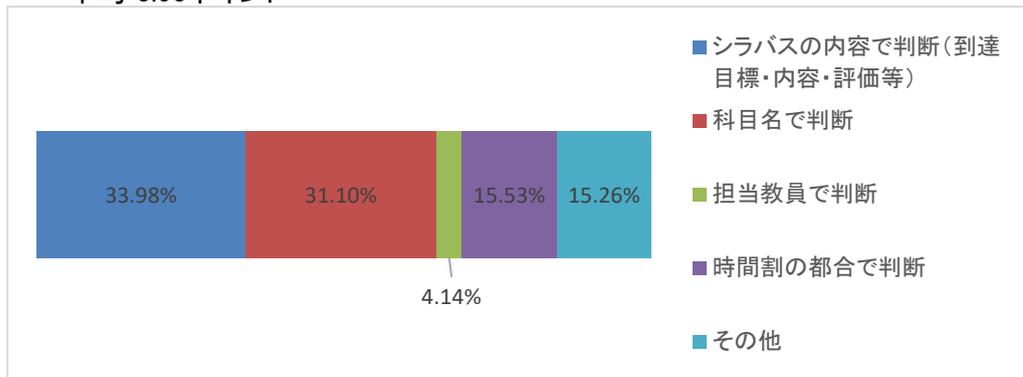
対象講義  
全体

回答情報  
履修者数 7365  
回答者数 4103  
回答率 55.71%

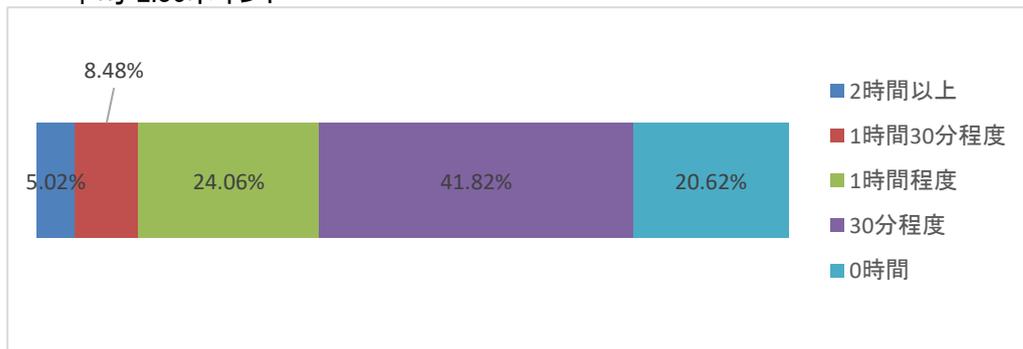
Q1.この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？※回答必須  
平均 3.63ポイント



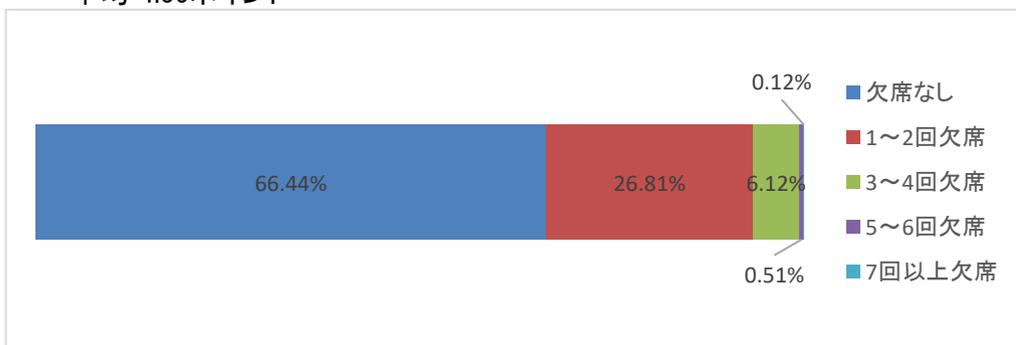
Q2.この授業を履修した理由を下記から選んでください。※回答必須  
平均 3.53ポイント



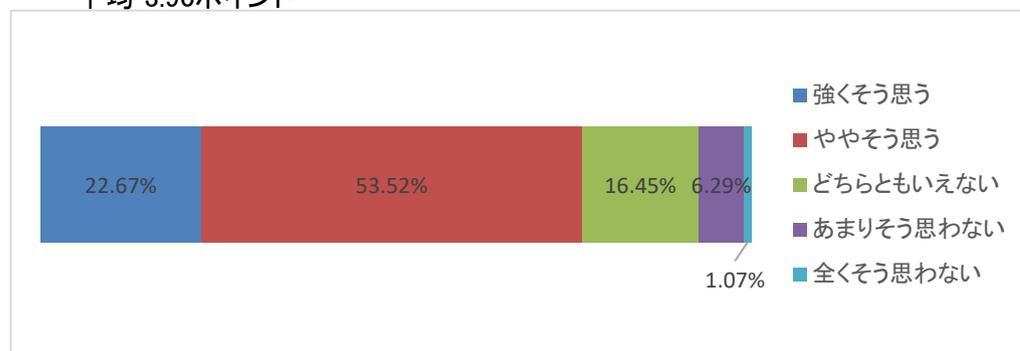
Q3.あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？※回答必須  
平均 2.35ポイント



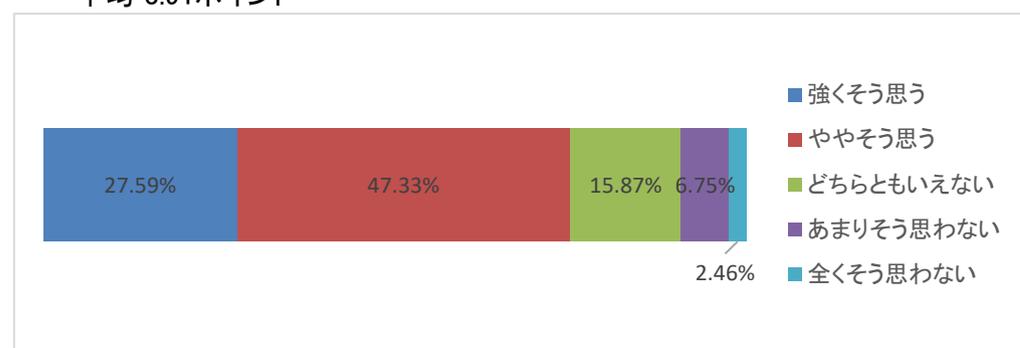
Q4.この授業の欠席回数は何回ですか？※回答必須  
平均 4.59ポイント



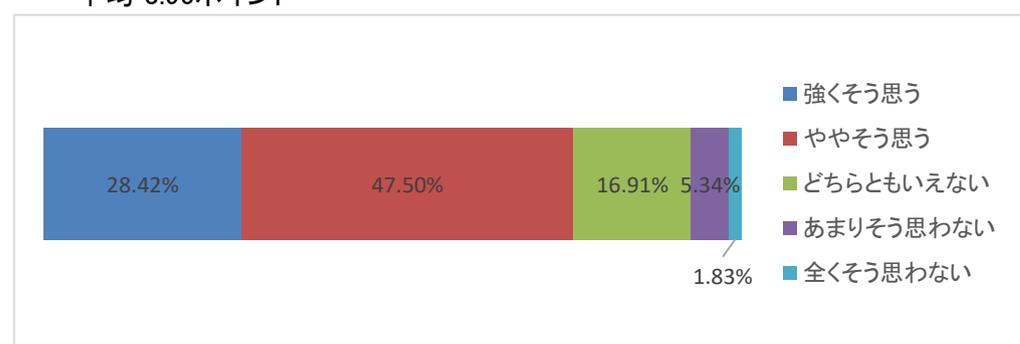
Q5.この授業に対して意欲的に取り組みましたか？※回答必須  
平均 3.90ポイント



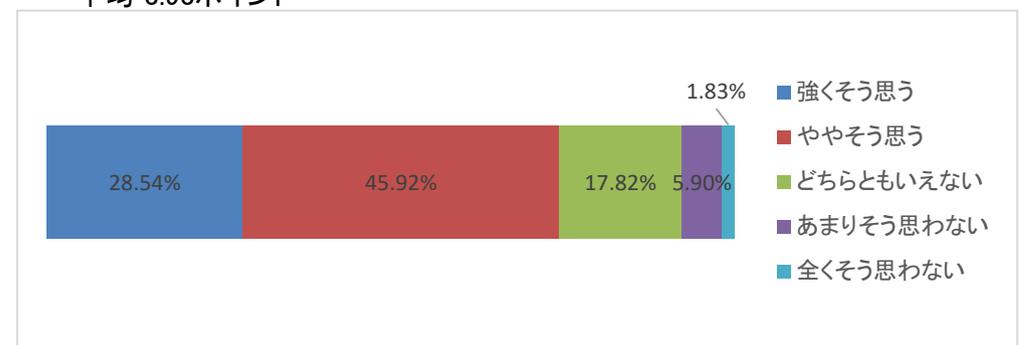
Q6.教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？※回答必須  
平均 3.91ポイント



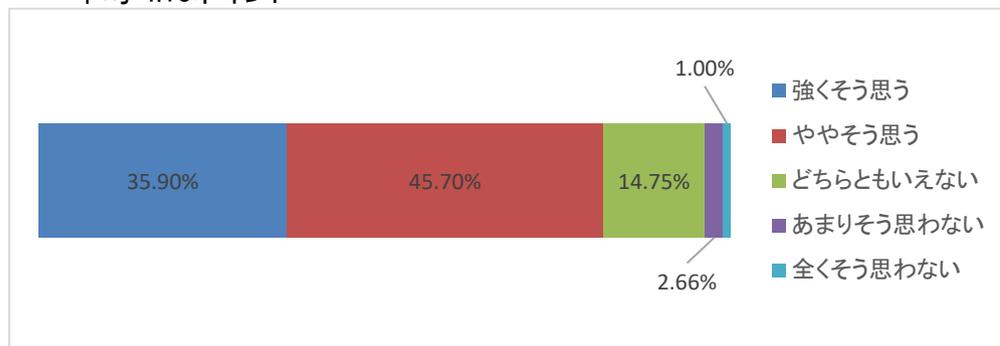
Q7.授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていましたか？※回答必須  
平均 3.95ポイント



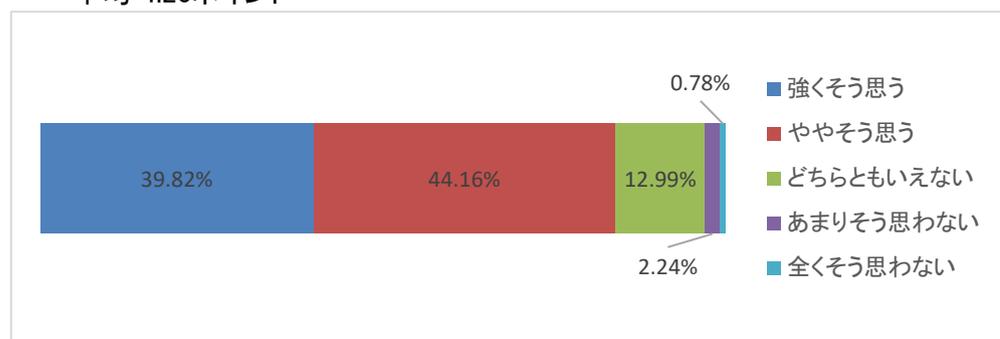
Q8.プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？※回答必須  
平均 3.93ポイント



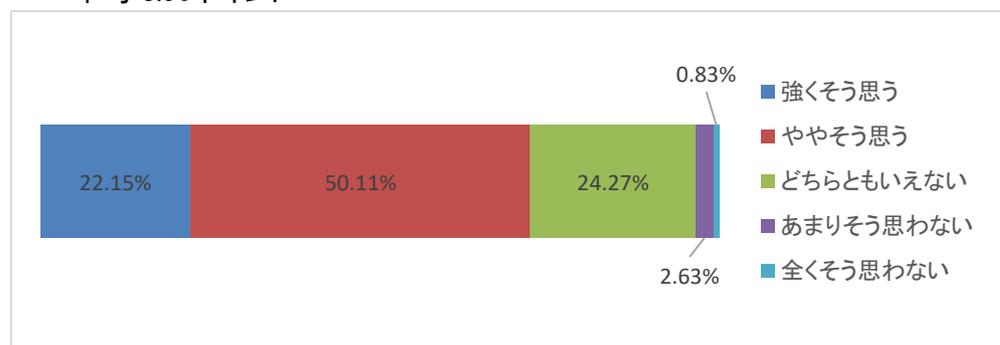
Q9.学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？※回答必須  
平均 4.13ポイント



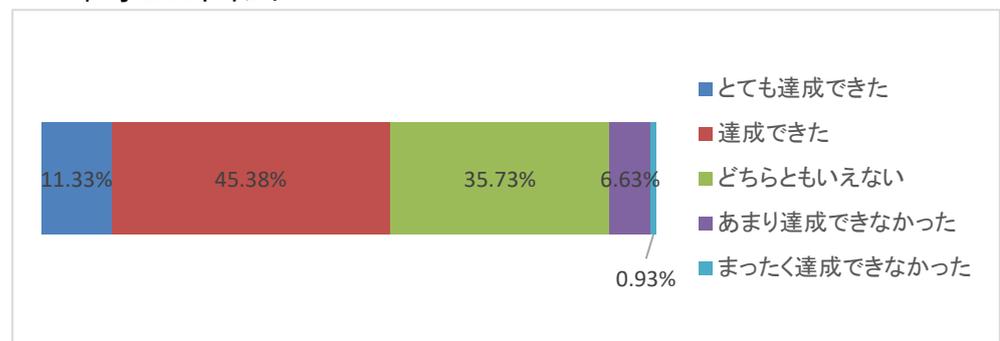
Q10.教員の熱意や意欲が感じられましたか？※回答必須  
平均 4.20ポイント



Q11.シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていましたか？※回答必須  
平均 3.90ポイント



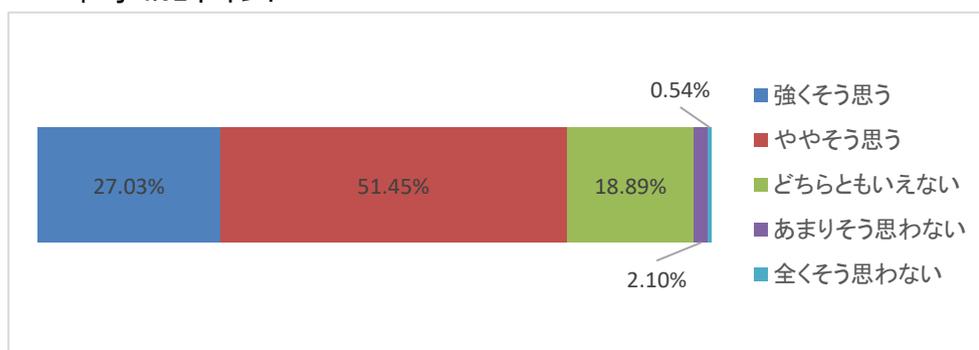
Q12.あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか？※回答必須  
平均 3.60ポイント



Q13.この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されていましたか？

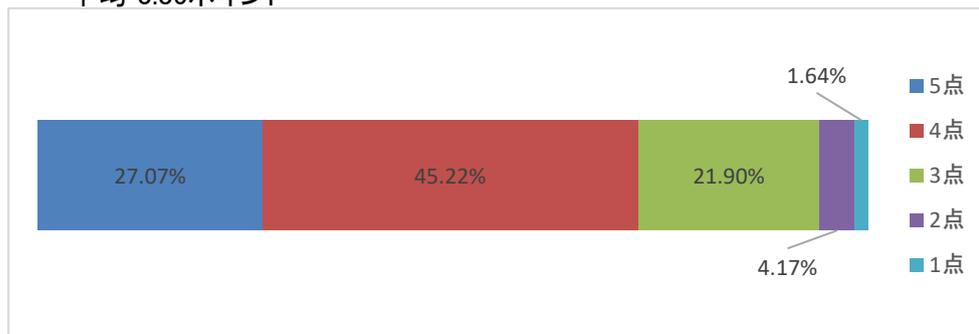
※回答必須

平均 4.02ポイント



Q14.この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。※回答必須

平均 3.85ポイント



Q15.この授業の良かった点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)を記載してください。※自由回答

Q16.この授業で改善して欲しい点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)があれば記載してください。※自由回答

2021 年度後学期 学生による授業評価アンケート

- Q1. この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？ ※回答必須  
1. しっかり読んだ 2. 読んだ 3. どちらともいえない 4. あまり読まなかった  
5. まったく読まなかった
- Q2. この授業を履修した理由を下記から選んでください。 ※回答必須  
1. シラバスの内容で判断（到達目標・内容・評価等） 2. 科目名で判断 3. 担当教員で判断  
4. 時間割の都合で判断 5. その他
- Q3. あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？ ※回答必須  
1. 2時間以上 2. 1時間 30分程度 3. 1時間程度 4. 30分程度  
5. 0時間
- Q4. この授業の欠席回数は何回ですか？ ※回答必須  
1. 欠席なし 2. 1～2回欠席 3. 3～4回欠席 4. 5～6回欠席  
5. 7回以上欠席
- Q5. この授業に対して意欲的に取り組みましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q6. 教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q7. 授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていきましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q8. プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q9. 学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない

Q10. 教員の熱意や意欲が感じられましたか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q11. シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q12. あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか?  
※回答必須

1. とても達成できた
2. 達成できた
3. どちらともいえない
4. あまり達成できなかった
5. まったく達成できなかった

Q13. この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q14. この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。 ※回答必須

1. 5点
2. 4点
3. 3点
4. 2点
5. 1点

Q15. この授業の良かった点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)を記載して  
ください。 ※自由回答

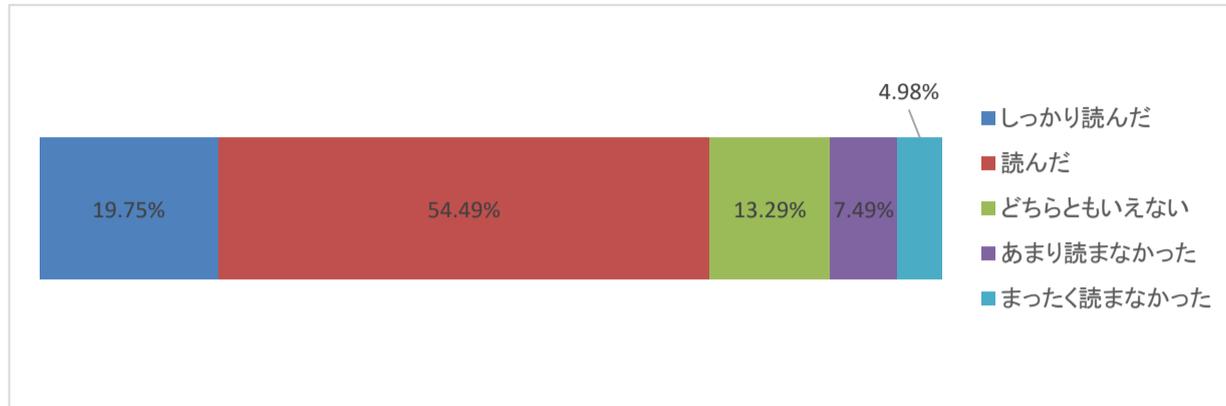
Q16. この授業で改善してほしい点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の改善点を含む)があれば  
記載してください。 ※自由回答

## 2021年度 後学期 学生による授業評価アンケート

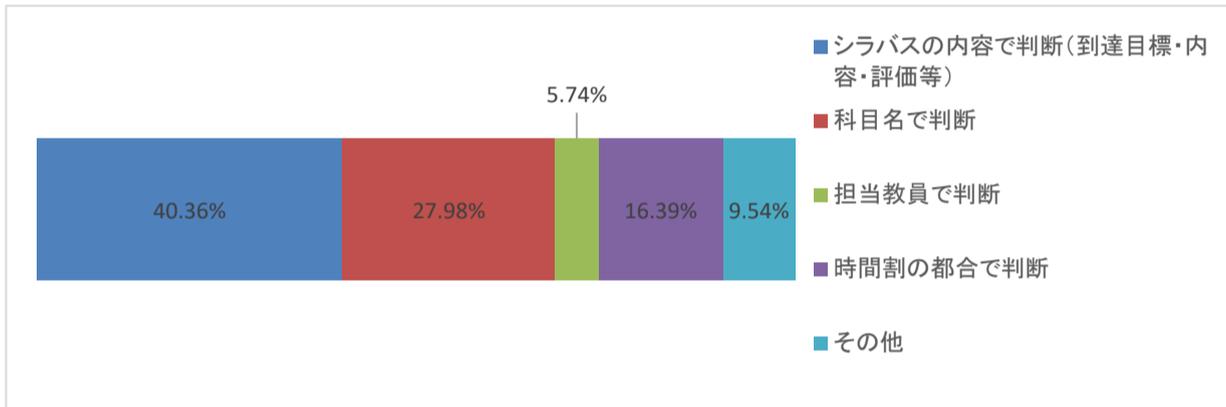
対象講義  
全体

回答情報  
履修者数 6364  
回答者数 3417  
回答率 53.69%

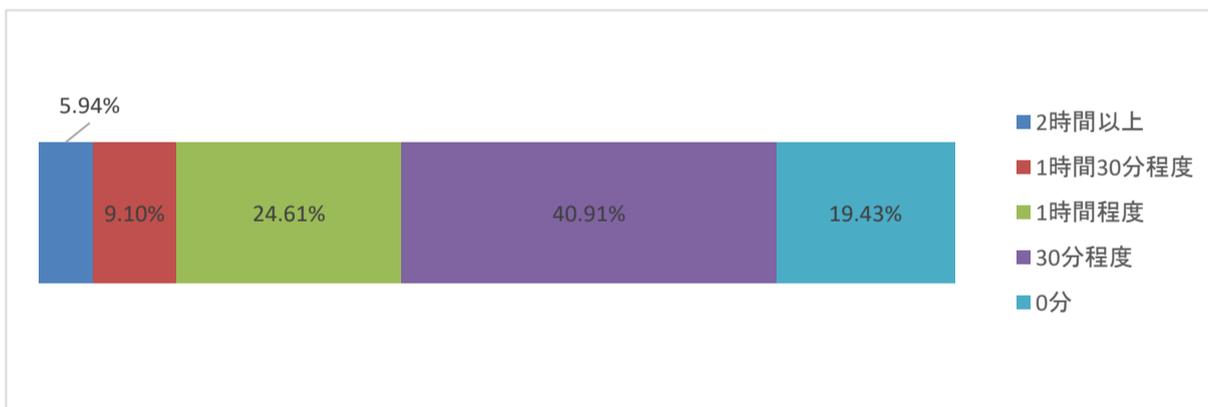
Q1. この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？ ※回答必須  
平均 3.77ポイント



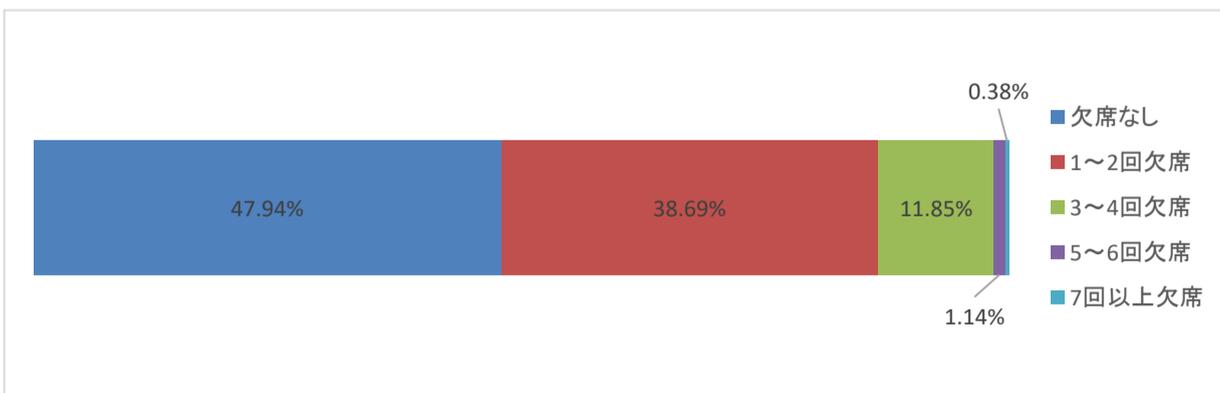
Q2. この授業を履修した理由を下記から選んでください。 ※回答必須  
平均 3.73ポイント



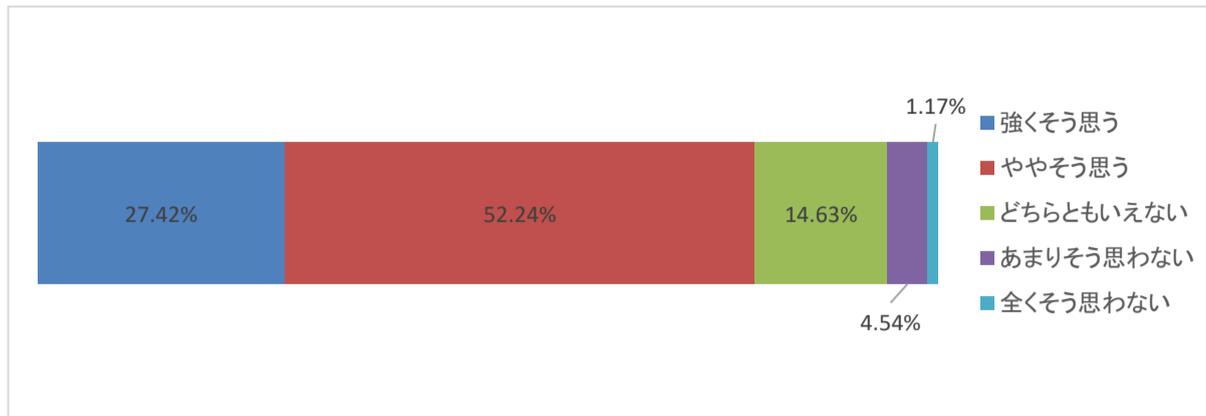
Q3. あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？ ※回答必須  
平均 2.41ポイント



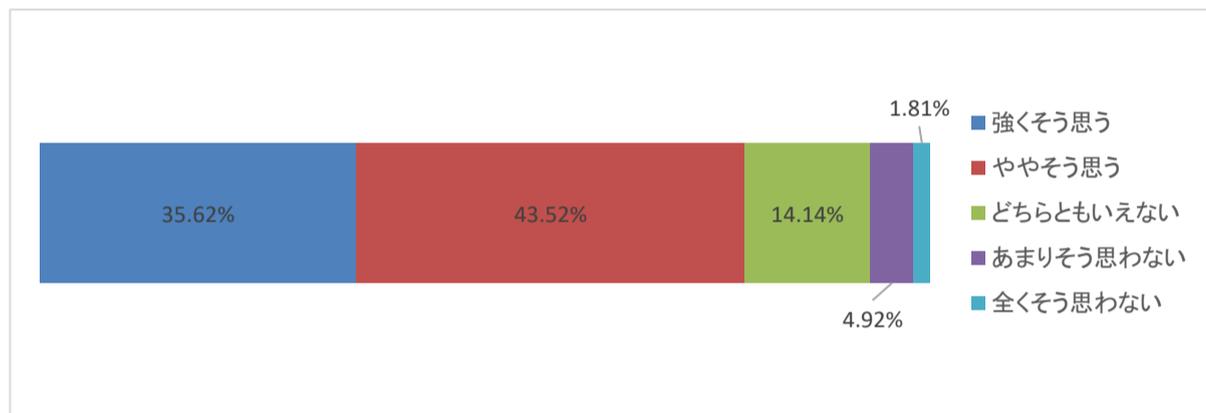
Q4. この授業の欠席回数は何回ですか？ ※回答必須  
平均 4.33ポイント



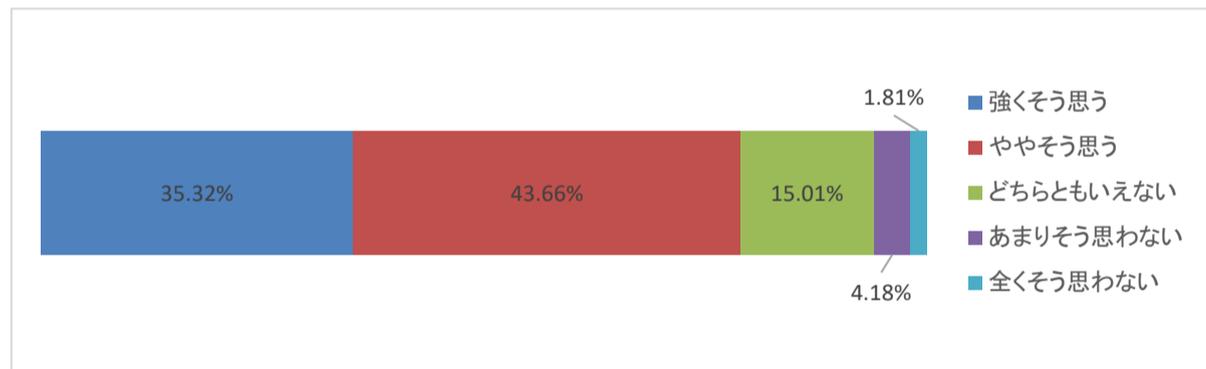
Q5. この授業に対して意欲的に取り組みましたか？ ※回答必須  
平均 4.00ポイント



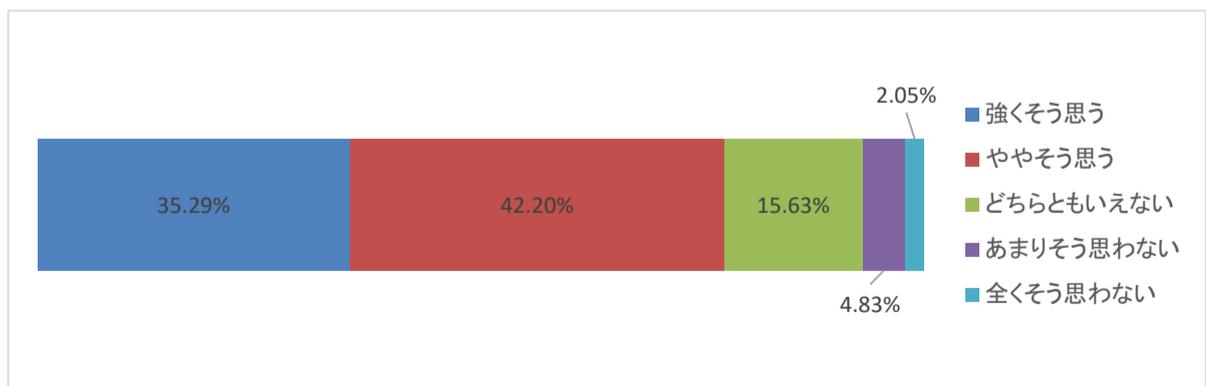
Q6. 教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？ ※回答必須  
平均 4.06ポイント



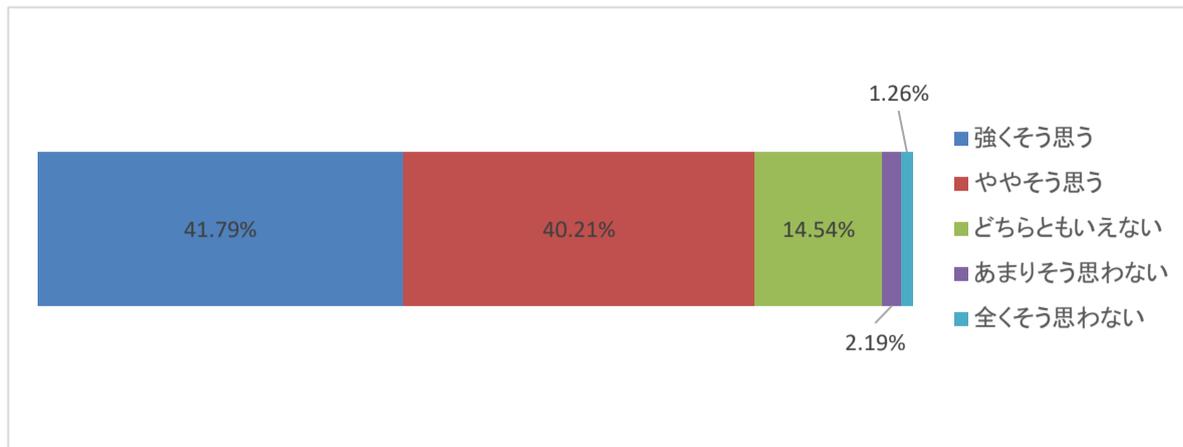
Q7. 授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていましたか？ ※回答必須  
平均 4.06ポイント



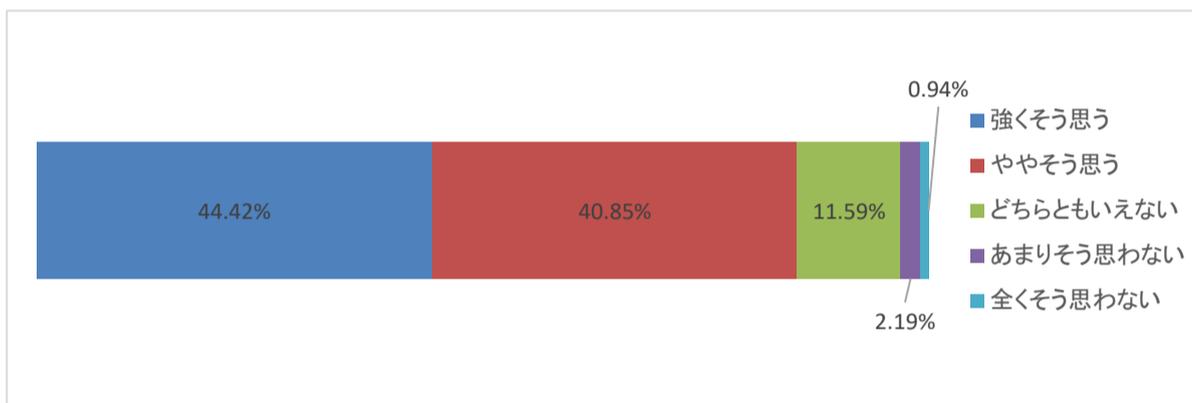
Q8. プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？ ※回答必須  
平均 4.04ポイント



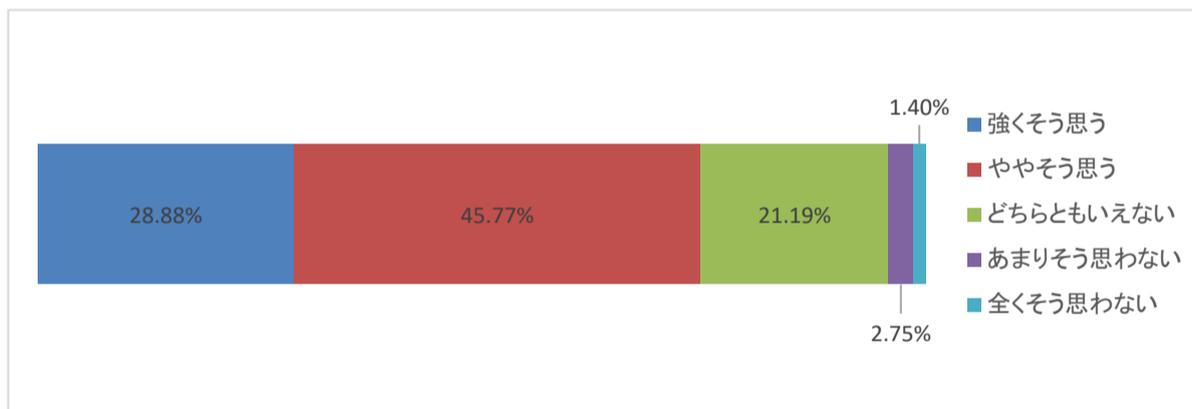
Q9. 学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？ ※回答必須  
平均 4.19ポイント



Q10. 教員の熱意や意欲が感じられましたか？ ※回答必須  
平均 4.26ポイント



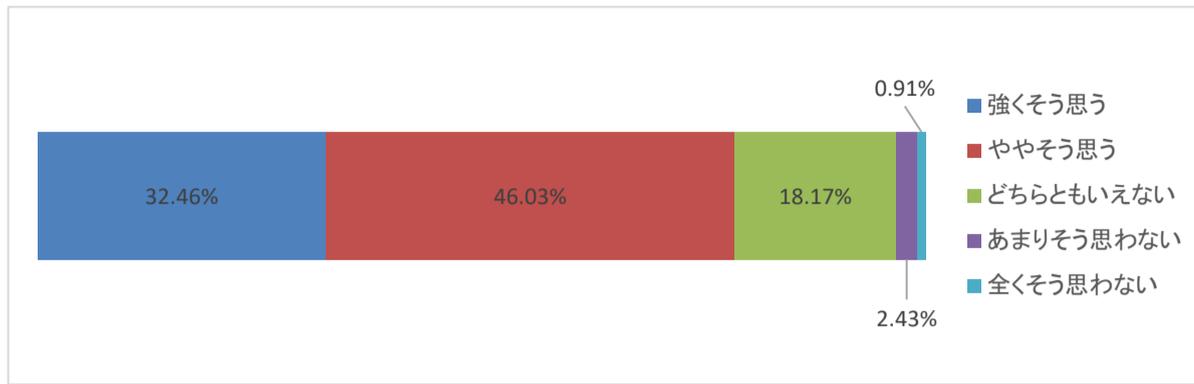
Q11. シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていましたか？ ※回答必須  
平均 3.98ポイント



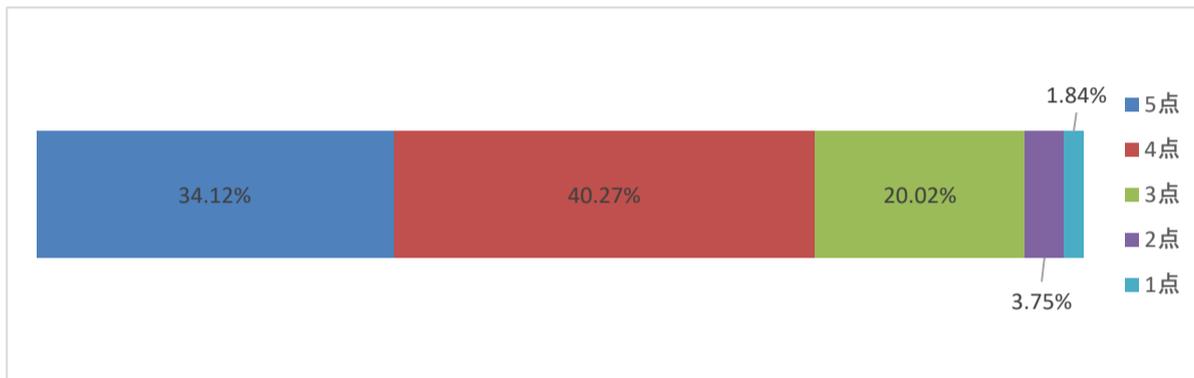
Q12. あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか？ ※回答必須 平均3.76ポイント



Q13. この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されて  
 いましたか？ ※回答必須  
 平均 4.07ポイント



Q14. この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。 ※回答必須  
 平均 4.01ポイント



Q15. この授業の良かった点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)  
 を記載してください。

Q16. この授業で改善してほしい点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の改善点を含む)  
 があれば記載してください。

## 2022 年度前学期 学生による授業評価アンケート

- Q1. この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？ ※回答必須  
1. しっかり読んだ 2. 読んだ 3. どちらともいえない 4. あまり読まなかった  
5. まったく読まなかった
- Q2. この授業を履修した理由を下記から選んでください。 ※回答必須  
1. シラバスの内容で判断（到達目標・内容・評価等） 2. 科目名で判断 3. 担当教員で判断  
4. 時間割の都合で判断 5. その他
- Q3. あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？ ※回答必須  
1. 2時間以上 2. 1時間 30分程度 3. 1時間程度 4. 30分程度  
5. 0時間
- Q4. この授業の欠席回数は何回ですか？ ※回答必須  
1. 欠席なし 2. 1～2回欠席 3. 3～4回欠席 4. 5～6回欠席  
5. 7回以上欠席
- Q5. この授業に対して意欲的に取り組みましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q6. 教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q7. 授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていきましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q8. プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない
- Q9. 学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？ ※回答必須  
1. 強くそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない  
5. 全くそう思わない

Q10. 教員の熱意や意欲が感じられましたか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q11. シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q12. あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか?  
※回答必須

1. とても達成できた
2. 達成できた
3. どちらともいえない
4. あまり達成できなかった
5. まったく達成できなかった

Q13. この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されていま  
したか? ※回答必須

1. 強くそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

Q14. この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。 ※回答必須

1. 5点
2. 4点
3. 3点
4. 2点
5. 1点

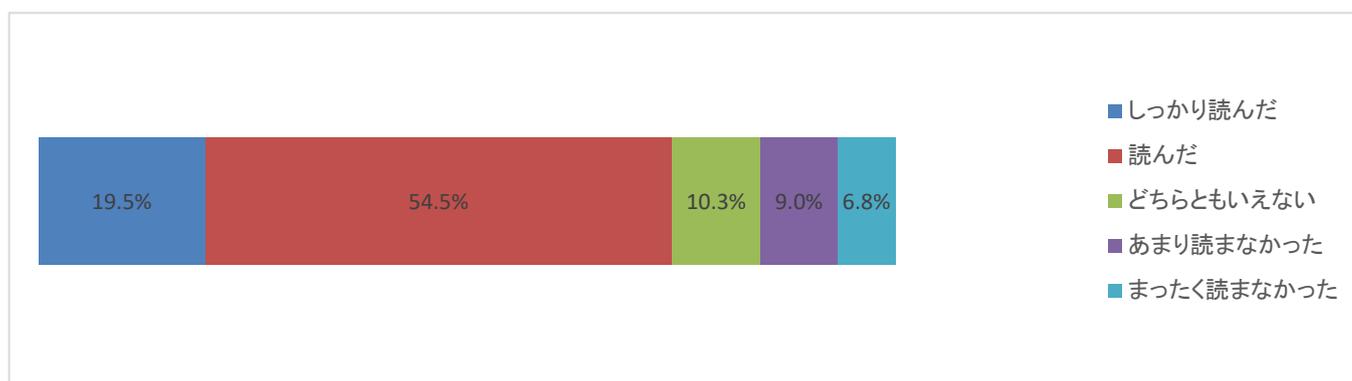
Q15. この授業の良かった点を記載してください。 ※自由回答

Q16. この授業で改善してほしい点があれば記載してください。 ※自由回答

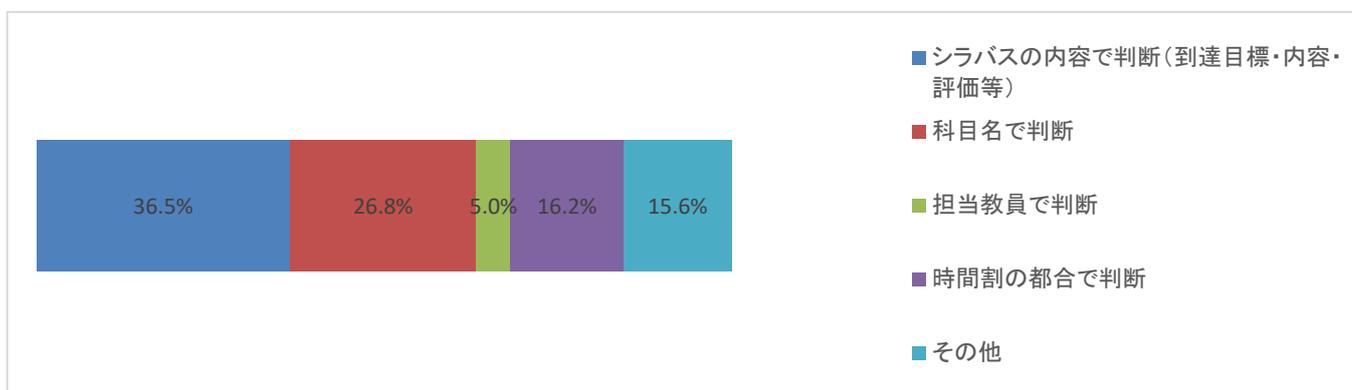
## 2022年度 前学期 学生による授業評価アンケート結果

対象科目数	247
履修者数	8,474
回答者数	5,454
回答率	64.36%

Q1. この授業を履修するにあたり、シラバスを事前に読みましたか？ ※回答必須  
平均 3.71ポイント



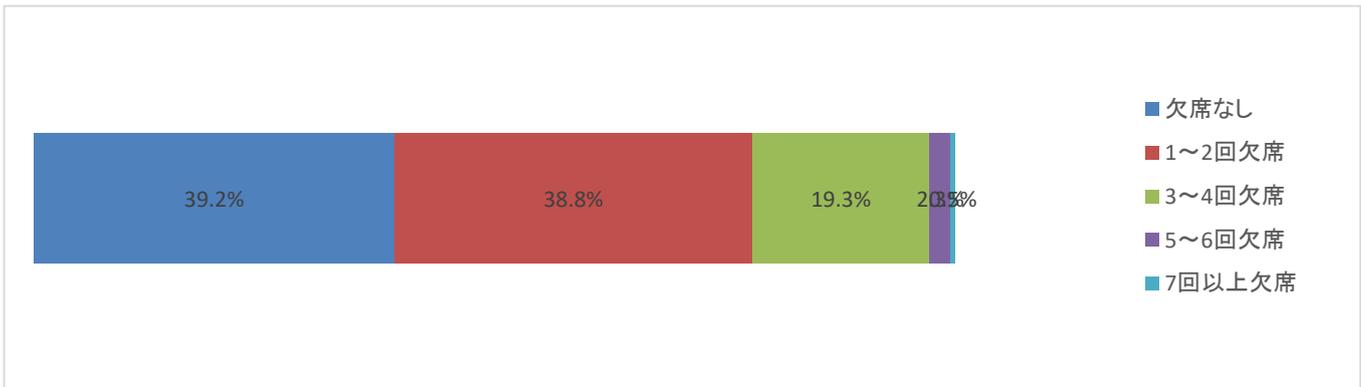
Q2. この授業を履修した理由を下記から選んでください。 ※回答必須  
平均 3.52ポイント



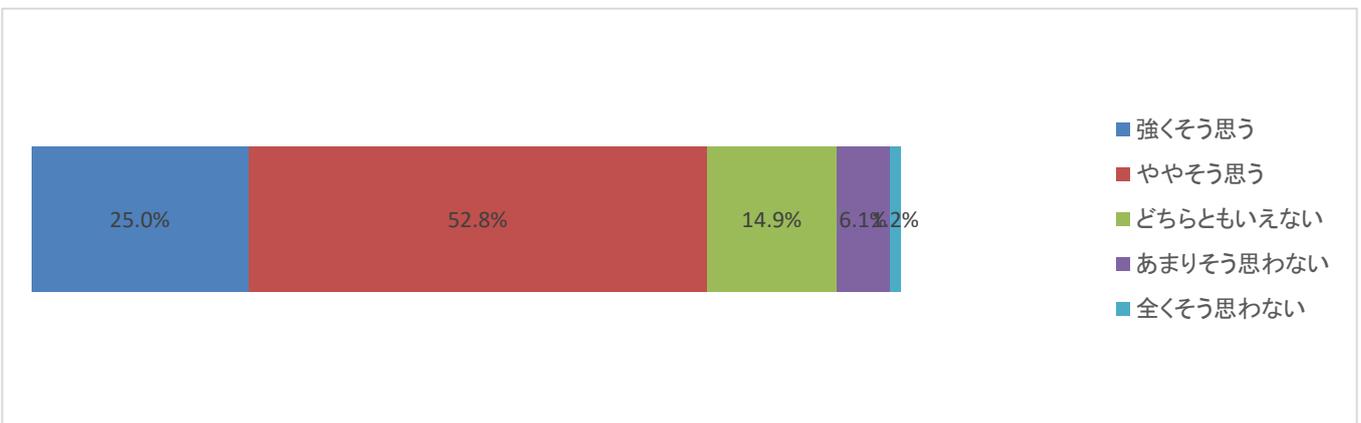
Q3. あなたは毎週平均どれくらいこの授業の予習・復習をしましたか？ ※回答必須  
平均 2.18ポイント



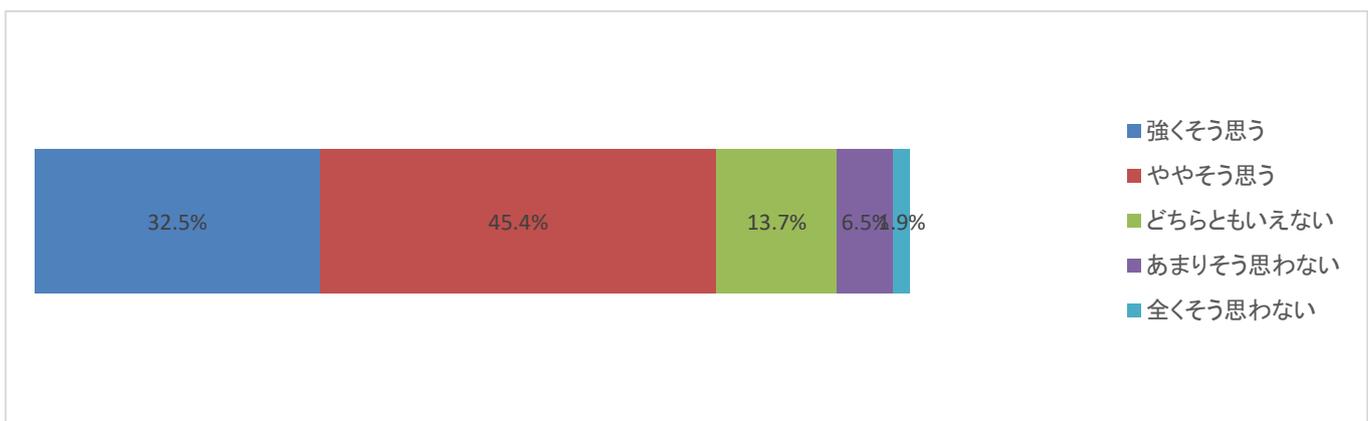
Q4. この授業の欠席回数は何回ですか？ ※回答必須  
平均 4.14ポイント



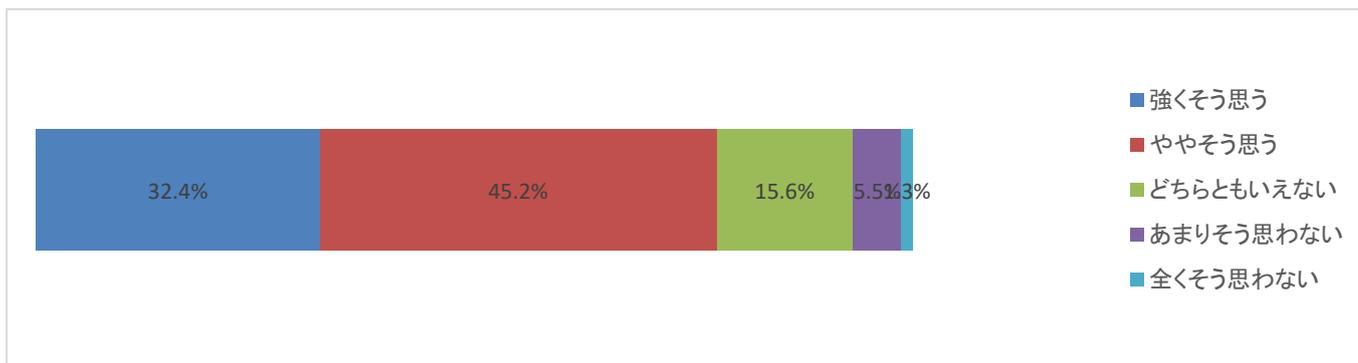
Q5. この授業に対して意欲的に取り組みましたか？ ※回答必須  
平均 3.94ポイント



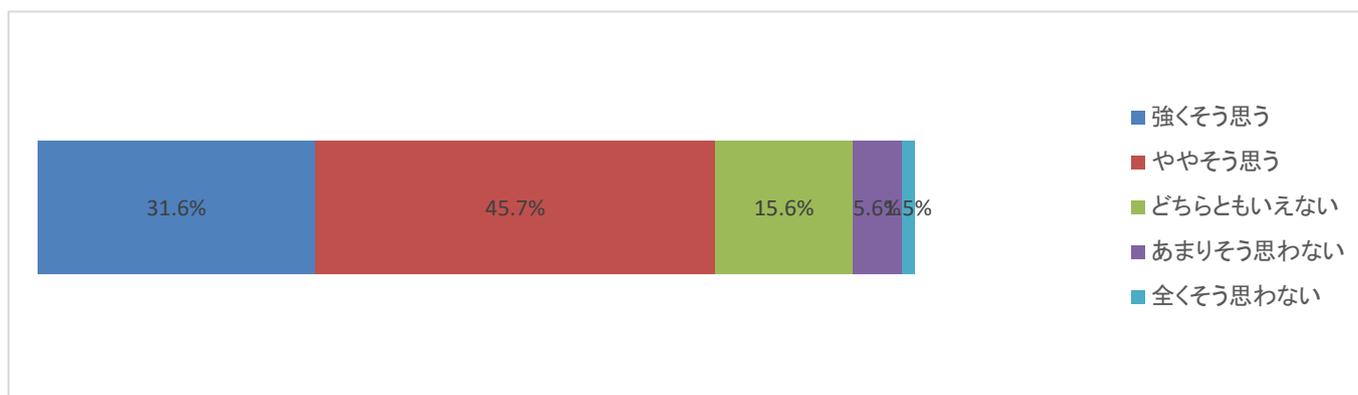
Q6. 教員の話し方や説明方法は、分かりやすかったですか？ ※回答必須  
平均 4.00ポイント



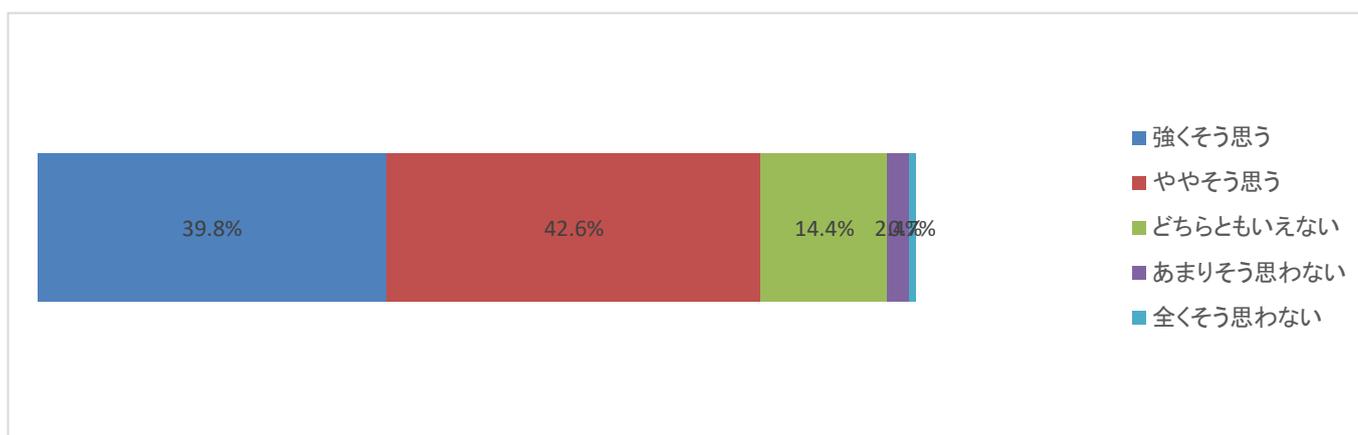
Q7. 授業に対して興味・関心が持てるように工夫されていきましたか？ ※回答必須  
平均 4.02ポイント



Q8. プリントなどの教材が見やすく分かりやすかったですか？ ※回答必須  
平均 4.00ポイント



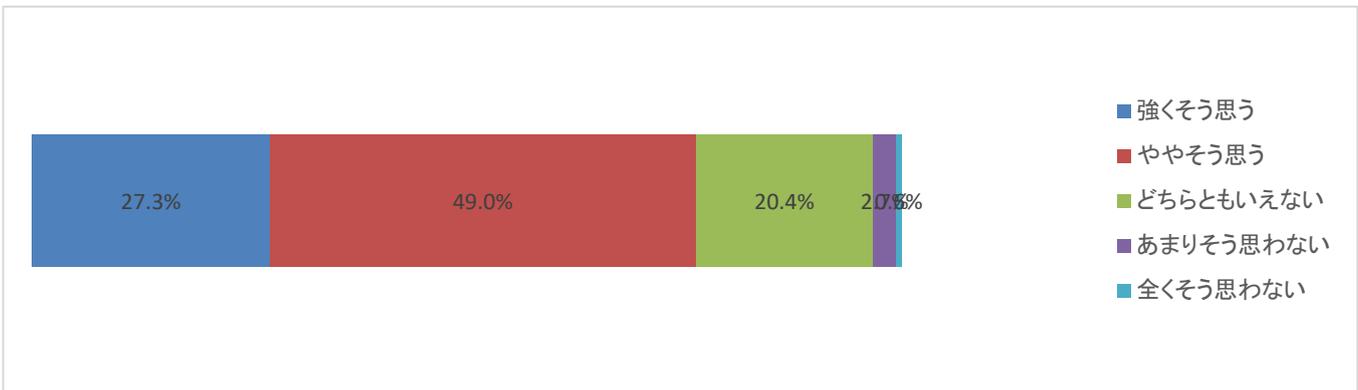
Q9. 学生の質問に対して教員は適切に対応しましたか？ ※回答必須  
平均 4.18ポイント



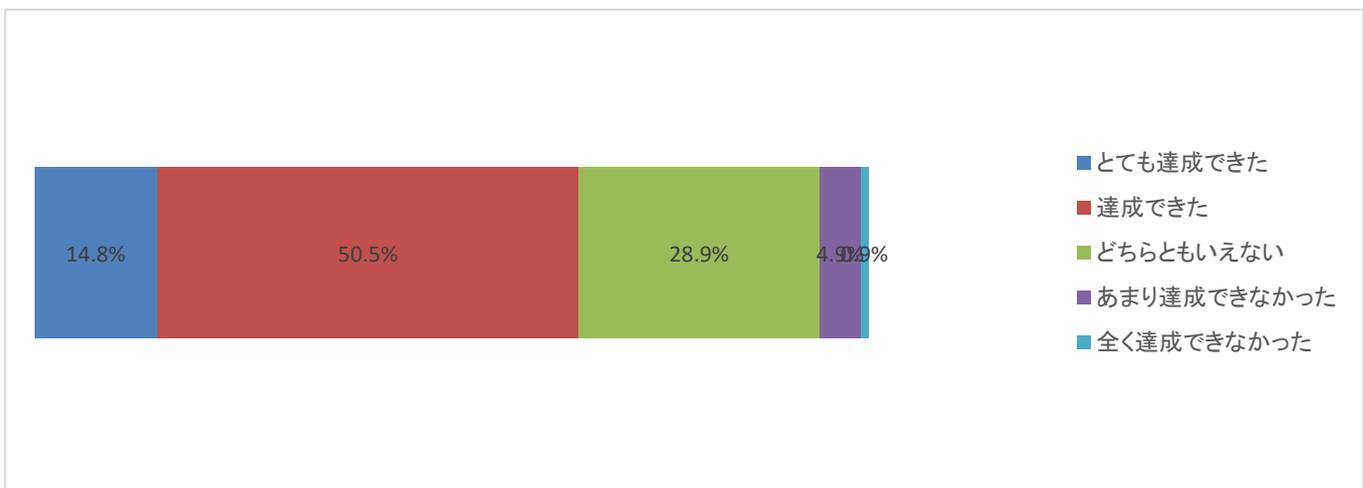
Q10. 教員の熱意や意欲が感じられましたか？ ※回答必須  
平均 4.28ポイント



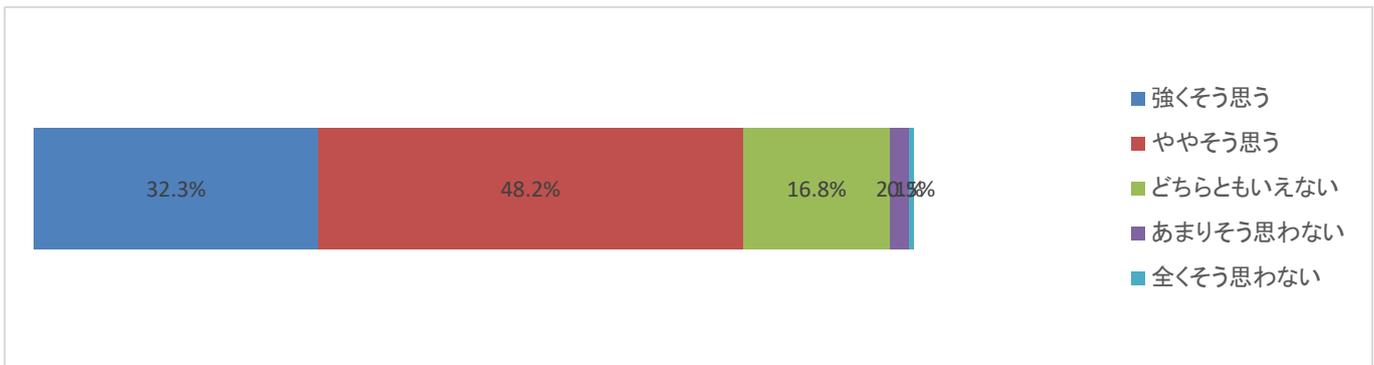
Q11. シラバスに記載してあるこの科目の到達目標は、授業内で担当教員より明確に説明されていましたか？  
※回答必須  
平均 4.00ポイント



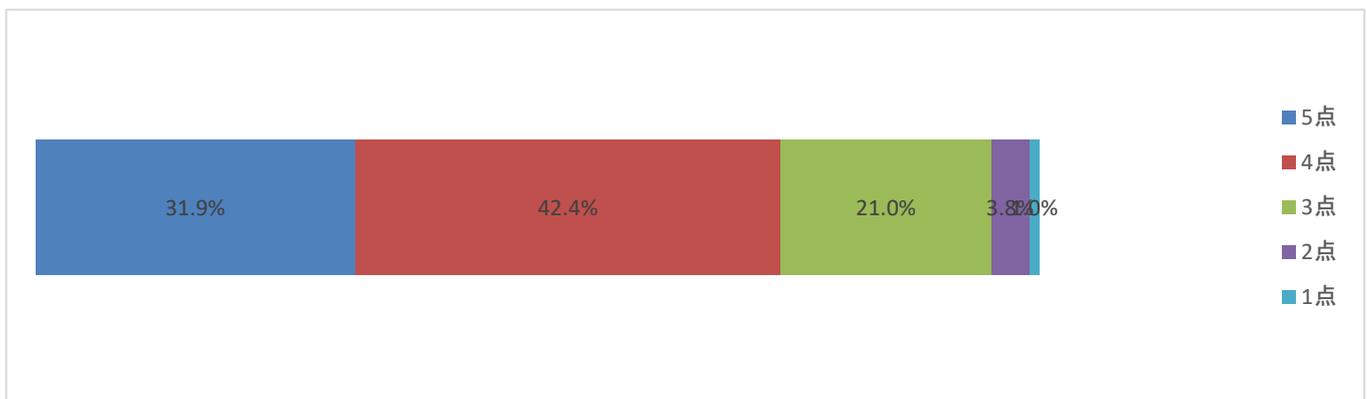
Q12. あなたは、シラバスに記載してあるこの科目の到達目標を、どの程度達成できましたか？  
※回答必須 平均3.73ポイント



Q13. この授業はシラバスに記載してある15回分の授業計画どおりに展開されていましたか？ ※回答必須  
平均 4.10ポイント



Q14. この授業を5点満点で評価した点数を下記から選んでください。 ※回答必須  
平均 4.00ポイント



Q15. この授業の良かった点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の良かった点を含む)を記載してください。

Q16. この授業で改善してほしい点(遠隔授業を行った場合は、遠隔授業の改善点を含む)があれば記載してください。

## SD研修会一覧（令和3年度）

## 教職員対象

## 【外部講師】2件

実施日	テーマ	講師	参加者
10月27日	アカデミックハラスメント防止 研修	株式会社フォーブレーション 宇野顕二郎氏	41人
11月24日	個人情報保護研修	株式会社インソース 植田啓氏	43人

## 【学内】1件

実施日	テーマ	講師	参加者
4月～6月	研究倫理（授業又は動画研修）	松山教授	60人

## 職員対象

## 【職員SD研修】2件

実施日	テーマ	講師	参加者
10月19日	① 公文書の書き方 ② 議事録の作成方法について	① 山中総務・財務グループ グループマネージャー ② 竹元事務員	21人
11月18日	Google 活用法	大月事務員	19人

## SD研修会一覧（令和4年度）

### 教職員対象

#### 【外部講師】1件

実施日	テーマ	講師	参加者
8月31日	発達障害と合理的配慮	星槎大学大学院教育学研究科 教授 仁平義明氏	44人
9月21日	ハラスメントのない大学づくり	NPO 法人アカデミックハラスメントをなくすネットワーク 代表理事 御輿久美子氏	52人
12月7日	PROG 報告会	株式会社リアセック 根本康宏氏	39人
2月1日	個人情報保護研修	株式会社エデュース	50人

#### 【学内】1件

実施日	テーマ	講師	参加者
10月26日	入試の今とこれから	島中利治教授	52人

### 職員対象

#### 【職員SD研修】6件

実施日	テーマ	講師	参加者
4月1日	新入職員研修	岸本事務局長	3人
6月28日	契約事務・支払について	原田事務員	25人
9月5日～ 11日	人事評価研修	eラーニング	12人
10月1日	新入職員研修	荻野総務・財務グループ グループマネージャー	3人